

令和 6 年 7 月 4 日
 子ども・若者部
 教育委員会事務局

世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の
 令和 5 年度活動報告について

1 主旨

世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(略称 セタホッと)による令和 5 年度活動報告書がとりまとめられ、このたび区長及び教育委員会に提出されたため、報告する。

2 活動報告書＜令和 5 年度＞の主な内容

(1) 新規相談件数 P 8

3 0 0 件 (前年度 : 3 6 7 件)

(2) 相談の主な内容 P 1 0

相 談 内 容	令和 5 年度	令和 4 年度
対人関係の悩み	81 件 (27.0%)	91 件 (24.8%)
いじめ	49 件 (16.3%)	48 件 (13.1%)
学校・教職員等の対応	43 件 (14.3%)	64 件 (17.4%)
家庭・家族の悩み	29 件 (9.7%)	43 件 (11.7%)
心身の悩み	28 件 (9.3%)	27 件 (7.4%)
虐待	16 件 (5.3%)	20 件 (5.4%)

(3) 初回の主な相談者 P 1 1

初回の相談者	令和 5 年度	令和 4 年度
子ども本人	201 件 (67.0%)	242 件 (65.9%)
母親	79 件 (26.3%)	108 件 (29.4%)
父親	8 件 (2.7%)	10 件 (2.7%)
友だち	2 件 (0.7%)	1 件 (0.3%)

(4) 初回 (新規) の相談方法 P 1 1

初回の相談方法	令和 5 年度	令和 4 年度
電話	139 件 (46.3%)	195 件 (53.1%)
はがき	87 件 (29.0%)	102 件 (27.8%)
メール	66 件 (22.0%)	65 件 (17.7%)
手紙	6 件 (2.0%)	1 件 (0.3%)
面接	2 件 (0.7%)	3 件 (0.8%)
FAX	0 件 (0.0%)	1 件 (0.3%)
合計	300 件 (100.0%)	367 件 (100.0%)

- (5) 新規相談 (3 0 0 件) のうち年度内に対応を終了した件数 P 8
 2 2 7 件 残りの 7 3 件及び令和 4 年度以前から継続の 6 件を足した
 7 9 件は令和 6 年度に継続

- (6) 委員・専門員の総活動回数 (相談対応先別) P 1 7

相談対応先	令和 5 年度	令和 4 年度
子ども	1,390 回 (43.3%)	1,165 回 (41.8%)
おとな	1,218 回 (37.9%)	1,133 回 (40.7%)
関係機関	603 回 (18.8%)	489 回 (17.5%)
合計	3,211 回 (100.0%)	2,787 回 (100.0%)

- (7) 権利の侵害を取り除くための申立て等 P 1 8

- ・申立て：0 件 (前年度：0 件)
- ・調 査：0 件 (前年度：0 件)

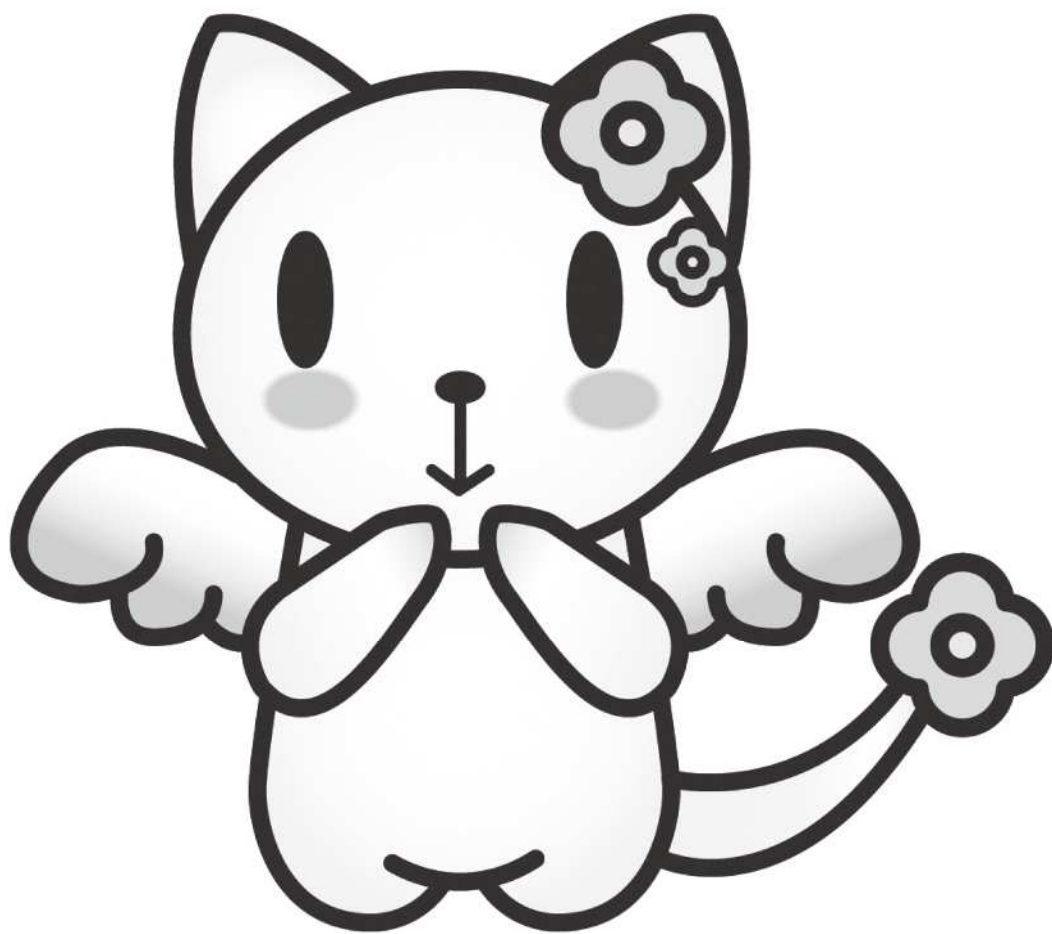
- (8) 普及啓発活動 P 4 3

- ・いじめ予防授業 (小学校：5 校)
- ・【新規】学校教員向け研修 (採用 1 1 年目中堅教諭対象の必修研修：1 回)

3 活動報告会の開催

- ・名 称 せたがやホッと子どもサポート 令和 5 年度活動報告会
- ・日 時 令和 6 年 7 月 2 3 日 (火) 開会 1 8 時 (開場 1 7 時 3 0 分)
- ・場 所 子ども・子育て総合センター (宮坂 3 - 1 5 - 1 5)
3 階 研修室 [入場無料、予約不要]
- ・内 容 詳細が確定次第、区ホームページなどで周知予定

せたがやホッと子どもサポート 活動報告書 令和5年度



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関



名称 : 世田谷区子どもの人権擁護機関
通称 : せたがやホッと子どもサポート(略称:せたホッと)

はじめに

代表子どもサポート委員 平尾 潔

「こどもまんなか社会」の時代の到来

令和5(2023)年度は、子どもを取り巻く環境が大きく変化した年でした。4月にこども基本法が施行され、こども家庭庁が設置されました。12月にはこども大綱が閣議決定されました。こども家庭庁がキャッチフレーズにしている「こどもまんなか社会」が、ようやく動き始めたのです。

こども基本法には、子どもの権利条約の4つの基本原則(差別の禁止、成長発達権、子どもの最善の利益、意見表明権)のすべてが、「基本理念」として盛り込まれています。子どもの権利条約は、日本は平成6(1994)年に批准しましたが、社会になかなか浸透せず、国連子どもの権利委員会(UNCRC)からは、子どもの権利を包括的に規定した国内法の制定を再三勧告されてきました。こども基本法は、その勧告に応えるものにもなっています。

子どもの権利基盤型社会の実現が求められている

このような一連の動きで変えようとしているのは、子どもに対する社会(とくに大人)の認識です。「あなたのためを思って」「言うことを聞いていれば大丈夫」といった枕詞のもと、子どものことを、子どもの意見を聴かないまま大人が決めていく社会、子どもを「健全育成」や「保護」の対象としかみない大人中心の社会から、子どもを権利の主体と捉える、「子どもの権利基盤型社会」(children rights based society)への変換が求められています。こども家庭庁の謳う「こどもまんなか社会」とは、子どもの権利基盤型社会に他なりません。

子どもの権利を大切に作る社会のために～「せたホッと」の実践

このような、子どもの権利を大切に作る社会を作るには、

- 1 子ども自身と、大人が、子どもの権利について知ること
 - 2 子ども自身と、それにかかわる大人が、子どもの権利を尊重し、実践すること
- の二つが必要です。

まず2は、「せたホッと」が設置以来、常に大切に、実践してきたものです。子どもの話を聴き(意見表明権)、それを交渉相手に伝えること、また、どう解決したいのかも考えていくことで、子どもの最善の利益の実現を図ります。これが、子どもが自らの力で困難を乗り越えてしあわせに成長していくこと、すなわち成長発達権の実現につながっていきます。「せたホッと」のみならず、各地の子どもの権利擁護機関でのこのような取組は、「こどもまんなか社会」(子どもの権利基盤型社会)を先取りして実践してきたもので、今後も引き続き大切にしたいと考えています。

1の「子どもの権利について知ること」については、「せたホッと」は教職員に対し、こども基本法について研修を行うなどしています。また、子どもや保護者を対象に、従来の「いじめ予防授業」に加え、子どもの権利について、学校などに出向いて授業を行うことを予定しています。

今後に向けて

子どもの権利基盤型社会の実現に向けて、「せたホッと」に課せられた使命は非常に大きいものです。これまで実践してきたことに加え、新たな活動も充実させていかねばなりません。そのためにやらなければならないことも数多くあり、課題もたくさんあります。

「せたホッと」は、子どもの権利基盤型社会の実現という本質を見失うことなく、今後も活動を充実させていく所存です。

も く じ

はじめに 代表子どもサポート委員 平尾 潔

世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務	2
2 委員への協力	2
3 対象	2
4 体制	2
5 相談方法等	3
6 相談の流れ(仕組み)	4
7 擁護委員会議	4
8 これまでの経過	5

令和5年度の活動状況

1 相談活動の状況	8
2 権利の侵害を取り除くための申立て等	18
3 分析	19

相談対応・調整活動状況

1 事例紹介	26
2 関係機関との連携	36
3 制度改善に結びついた事例	38

広報・啓発活動

1 広報・啓発	42
2 視察受入れ	43
3 関係機関との意見交換	44
4 子ども・子育て会議権利部会への出席	44
5 関係機関からのヒアリング聴取	44
6 海外の関係機関との意見交換	44

メッセージ、相談者からの声

1 子どもサポート委員 太田 由加里	50
2 相談・調査専門員 渡邊 峻平、前相談・調査専門員 田中 眞由美	52
3 相談者からの声	55

おわりにかえて 子どもサポート委員 太田 由加里

参考資料

世田谷区子ども条例	60
世田谷区子ども条例施行規則	64
相談状況の集計推移	66
ホッとにきゅうさい FAX	



世田谷区子どもの人権擁護委員 「せたがやホッと子どもサポート」の制度

- 1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 相談の流れ(仕組み)
- 7 擁護委員会議
- 8 これまでの経過

世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 子どもの人権擁護委員(以下、子どもサポート委員) の設置目的、職務

(1) 設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図る。

(2) 位置づけ

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく区長及び教育委員会の附属機関(＊)

＊子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3) 職務内容

子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

子どもの権利の侵害についての調査をすること。

子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

活動の報告をし、その内容を公表すること。

子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

2 委員への協力

・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。

・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

3 対象

18 歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案(子どもに準ずる場合として 18 歳又は 19 歳で高等学校等に在学等している場合も対象)

4 体制

(1) 子どもサポート委員 3 名

氏 名	所 属 等
平尾 潔 (ひらお きよし)	弁護士(第二東京弁護士会)
太田 由加里 (おおた ゆかり)	日本大学文理学部特任教授 (児童福祉、スクールソーシャルワーク)
安部 芳絵 (あべ よしえ)	工学院大学教育推進機構教職課程科教授 (教育学、子どもの権利条約)

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

(2) 相談・調査専門員 5名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、幼稚園教諭、保育士、中学校教諭、高等学校教諭、キャリアコンサルタントの有資格者など。

(3) 事務局 子ども・若者部 子ども・若者支援課

子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。

5 相談方法等

(1) 相談方法

ホ ッ と にきゅうさい

○ 電 話: 0120-810-293〔フリーダイヤル〕

○ メール・FAX: 区ホームページで「せたホッと」を検索

せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」のページの「せたホッと」に相談するには

メールの場合: メールで相談したいをクリック メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信

FAXの場合: 電話・ファクシミリで相談したいをクリック FAX送信用の用紙に相談内容を書いて

03-3439-6777(ホッとにきゅうさいFAX)にFAX送信

○ 面 接: 予約なしの相談も可

○ その他: 手紙、はがきによる相談も可

(2) 相談時間 月曜日～金曜日: 午後1時～午後8時

土曜日: 午前10時～午後6時 (日曜日、祝・休日、年末年始はお休み)

(3) 窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階

(小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

6 相談の流れ(仕組み)



7 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。令和5年度は計45回開催しました。

個別ケース対応に関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

令和5年度 擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	4	5	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3	45

8 これまでの経過

平成 14 (2002) 年 4 月	子ども条例施行
平成 17 (2005) 年 3 月	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成 23 (2011) 年 12 月	区立校の小学 5 年生及び中学 2 年生約 2,600 人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関する調査を実施
平成 24 (2012) 年 5 月	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的検討に着手
10 月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12 月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成 25 (2013) 年 2 月	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」開催（成城ホール）
4 月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）設置
7 月	区立子ども・子育て総合センター（宮坂 3-15-15）にて相談業務を開始
平成 26 (2014) 年 6 月	「平成 25 年度活動報告書」を発行
7 月	平成 25 年度の活動報告会を開催（成城ホール）
平成 27 (2015) 年 3 月	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
6 月	「平成 26 年度活動報告書」を発行
7 月	平成 26 年度の活動報告会を開催（北沢タウンホール）
平成 28 (2016) 年 6 月	「平成 27 年度活動報告書」を発行
7 月	平成 27 年度の活動報告会を開催（北沢タウンホール）
平成 29 (2017) 年 6 月	「平成 28 年度活動報告書」を発行
7 月	平成 28 年度の活動報告会を開催（子ども・子育て総合センター）
平成 30 (2018) 年 6 月	「平成 29 年度活動報告書」を発行
7 月	平成 29 年度の活動報告会を開催（子ども・子育て総合センター）
令和元 (2019) 年 6 月	「平成 30 年度活動報告書」を発行
7 月	平成 30 年度の活動報告会を開催（子ども・子育て総合センター）
令和 2 (2020) 年 6 月	「令和元年度活動報告書」を発行
令和 3 (2021) 年 6 月	「令和 2 年度活動報告書」を発行
10 月	令和 2 年度の活動報告を動画により配信
令和 4 (2022) 年 6 月	「令和 3 年度活動報告書」を発行
8 月	令和 3 年度の活動報告会を開催（子ども・子育て総合センター）
11 月	令和 3 年度の活動報告を動画により配信
令和 5 (2023) 年 6 月	「令和 4 年度活動報告書」を発行
7 月	令和 4 年度の活動報告会を開催（子ども・子育て総合センター）
9 月	令和 4 年度の活動報告を動画により配信



令和5年度の活動状況

- 1 相談活動の状況
- 2 権利の侵害を取り除くための申立て等
- 3 分析

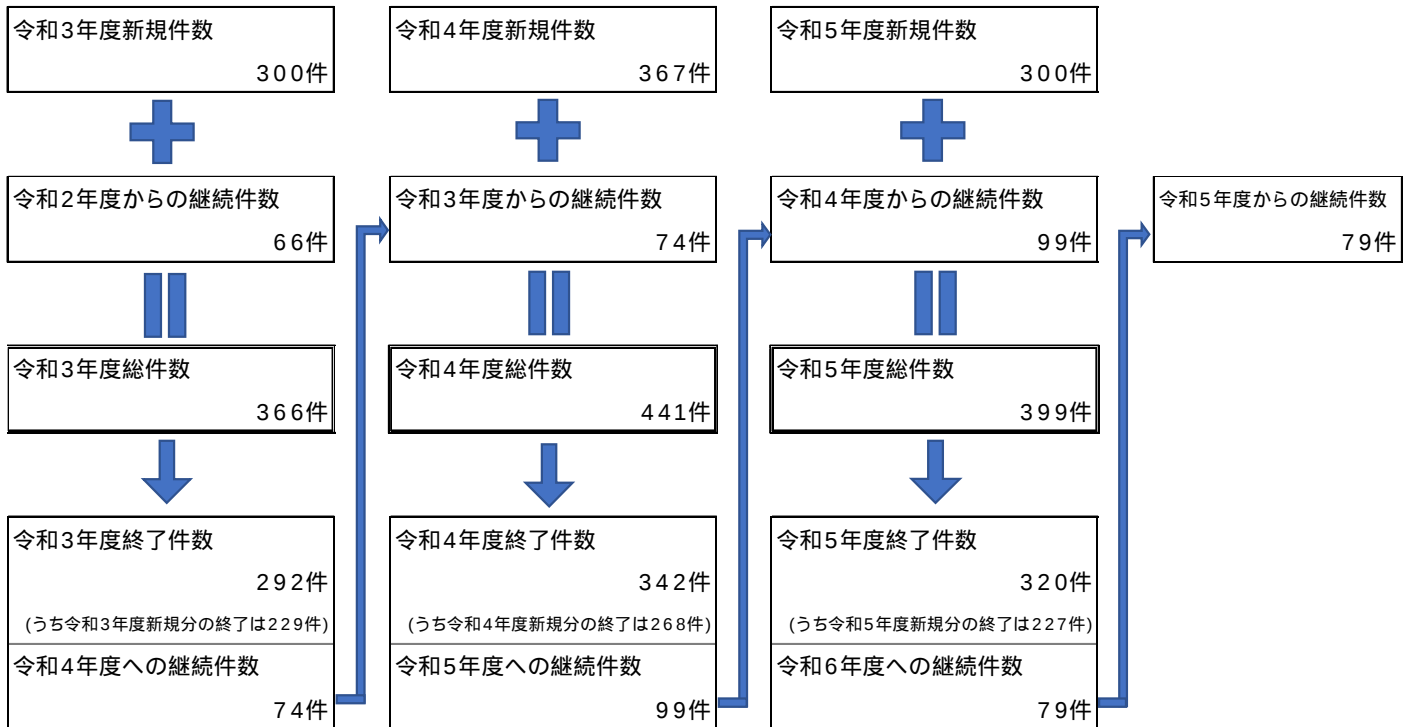
令和5(2023)年度の活動状況

1 相談活動の状況

令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの相談活動の状況は、令和4(2022)年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

(1) 相談の状況

令和5(2023)年度の新規件数は300件でした。令和4(2022)年度からの継続件数は99件だったため、令和5(2023)年度は、合計で399件の相談対応をしました。令和6(2024)年度へ継続する件数は79件になりました。



(2) 令和5(2023)年度の新規件数

令和5(2023)年度の新規件数、300件の月別・相談者別の内訳は以下のとおりです。

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	6 (2.0%)	8 (2.7%)	14 (4.7%)
5月	10 (3.3%)	10 (3.3%)	20 (6.7%)
6月	20 (6.7%)	13 (4.3%)	33 (11.0%)
7月	14 (4.7%)	9 (3.0%)	23 (7.7%)
8月	10 (3.3%)	2 (0.7%)	12 (4.0%)
9月	13 (4.3%)	9 (3.0%)	22 (7.3%)
10月	60 (20.0%)	13 (4.3%)	73 (24.3%)
11月	26 (8.7%)	10 (3.3%)	36 (12.0%)
12月	14 (4.7%)	6 (2.0%)	20 (6.7%)
1月	11 (3.7%)	8 (2.7%)	19 (6.3%)
2月	8 (2.7%)	7 (2.3%)	15 (5.0%)
3月	11 (3.7%)	2 (0.7%)	13 (4.3%)
合計	203 (67.7%)	97 (32.3%)	300 (100.0%)

(3) 令和5(2023)年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数300件に令和4(2022)年度からの継続件数99件を加えた399件について、延べ相談回数1,391回(初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数)、相談者への活動回数1,217回(「せたホッと」から相談者に対して連絡を行った回数)、関係機関との活動回数603回(学校や区の他部署等とのやり取りを行った回数)、そのすべてを合わせた総活動回数は3,211回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

なお、令和4(2022)年度の総活動回数は2,787回でした。

令和5年度	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
4月	56 (1.7%)	51 (1.6%)	107 (3.3%)	36 (1.1%)	46 (1.4%)	82 (2.6%)	46 (1.4%)	235 (7.3%)
5月	37 (1.2%)	47 (1.5%)	84 (2.6%)	36 (1.1%)	48 (1.5%)	84 (2.6%)	39 (1.2%)	207 (6.4%)
6月	71 (2.2%)	78 (2.4%)	149 (4.6%)	65 (2.0%)	59 (1.8%)	124 (3.9%)	20 (0.6%)	293 (9.1%)
7月	52 (1.6%)	63 (2.0%)	115 (3.6%)	37 (1.2%)	45 (1.4%)	82 (2.6%)	49 (1.5%)	246 (7.7%)
8月	28 (0.9%)	24 (0.7%)	52 (1.6%)	21 (0.7%)	27 (0.8%)	48 (1.5%)	15 (0.5%)	115 (3.6%)
9月	58 (1.8%)	47 (1.5%)	105 (3.3%)	41 (1.3%)	28 (0.9%)	69 (2.1%)	54 (1.7%)	228 (7.1%)
10月	104 (3.2%)	64 (2.0%)	168 (5.2%)	73 (2.3%)	44 (1.4%)	117 (3.6%)	49 (1.5%)	334 (10.4%)
11月	98 (3.1%)	62 (1.9%)	160 (5.0%)	108 (3.4%)	61 (1.9%)	169 (5.3%)	51 (1.6%)	380 (11.8%)
12月	70 (2.2%)	67 (2.1%)	137 (4.3%)	61 (1.9%)	55 (1.7%)	116 (3.6%)	94 (2.9%)	347 (10.8%)
1月	51 (1.6%)	53 (1.7%)	104 (3.2%)	53 (1.7%)	42 (1.3%)	95 (3.0%)	63 (2.0%)	262 (8.2%)
2月	40 (1.2%)	50 (1.6%)	90 (2.8%)	49 (1.5%)	44 (1.4%)	93 (2.9%)	62 (1.9%)	245 (7.6%)
3月	66 (2.1%)	54 (1.7%)	120 (3.7%)	79 (2.5%)	59 (1.8%)	138 (4.3%)	61 (1.9%)	319 (9.9%)
合計	731 (22.8%)	660 (20.6%)	1,391 (43.3%)	659 (20.5%)	558 (17.4%)	1,217 (37.9%)	603 (18.8%)	3,211 (100.0%)

令和4(2022)年度からの継続件数99件を加えた399件に対する回数

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
令和5年度	731 (22.8%)	660 (20.6%)	1,391 (43.3%)	659 (20.5%)	558 (17.4%)	1,217 (37.9%)	603 (18.8%)	3,211 (100.0%)
令和4年度	735 (26.4%)	743 (26.7%)	1,478 (53.0%)	430 (15.4%)	390 (14.0%)	820 (29.4%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)

(4) 相談状況の詳細と前年度との比較

相談内容

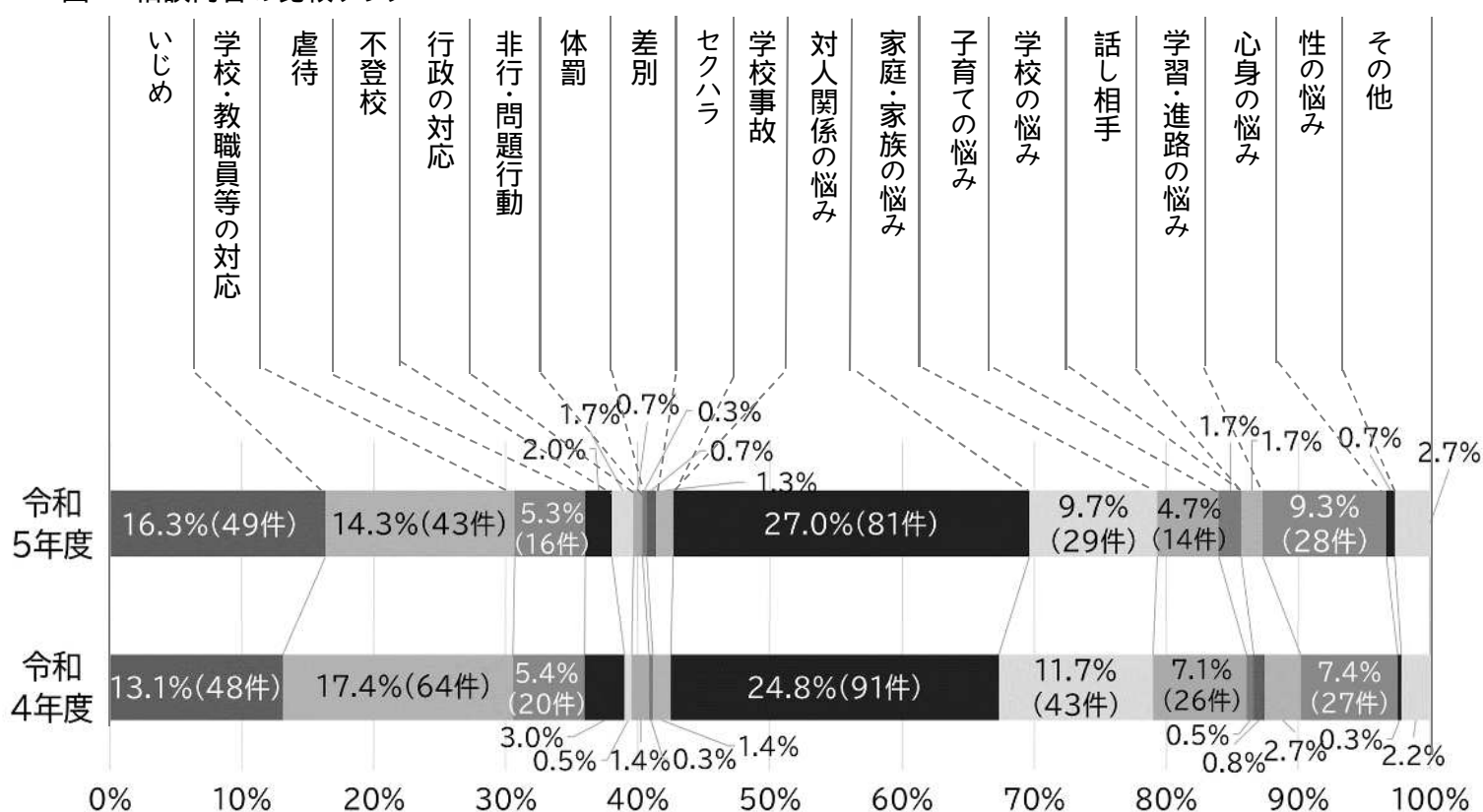
令和5(2023)年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(81件、27.0%)でした。次いで、「いじめ」(49件、16.3%)、「学校・教職員等の対応」(43件、14.3%)、「家庭・家族の悩み」(29件、9.7%)となりました。

令和4(2022)年度との相談割合を比べると、「いじめ」の相談が最も増加しました。さらに、「対人関係の悩み」や「心身の悩み」も増加しています。一方で、令和4(2022)年度に最も増加した「学校・教職員等の対応」の相談割合が減少しました。そのほかにも、「家庭・家族の悩み」や「子育ての悩み」が減少しています。「虐待」はほぼ横ばいでした。

表 相談内容

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
49 (16.3%)	43 (14.3%)	16 (5.3%)	6 (2.0%)	5 (1.7%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
81 (27.0%)	29 (9.7%)	14 (4.7%)	5 (1.7%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)	28 (9.3%)	2 (0.7%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)

図 相談内容の比較グラフ



初回の相談者

令和5（2023）年度は、子どもからの相談は、「本人」からが201件（67.0%）、「友だち」からが2件（0.7%）を合わせた203件でした。おとなからの相談は、「母親」（79件、26.3%）、「父親」（8件、2.7%）、「祖父母」（2件、0.7%）、「関係機関」（2件、0.7%）、「その他」（6件、2.0%）を合わせた97件となりました。

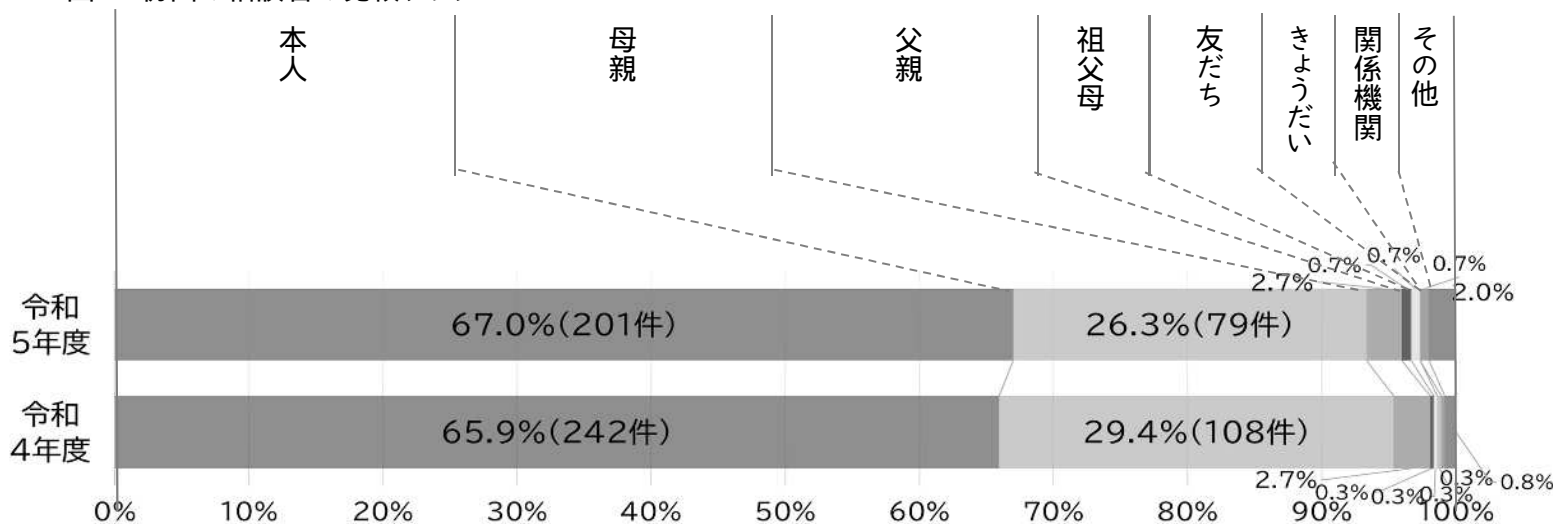
令和4（2022）年度に比べ、子どもからの相談の割合が増え、母親からの相談が減っています。

「関係機関」は「子ども家庭支援センター」と「学校」です。「その他」の内訳は、「習い事が一緒の保護者」や「フリースクール関係者」などでした。

表 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
201 (67.0%)	79 (26.3%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	6 (2.0%)	300 (100.0%)

図 初回の相談者の比較グラフ



初回の相談方法

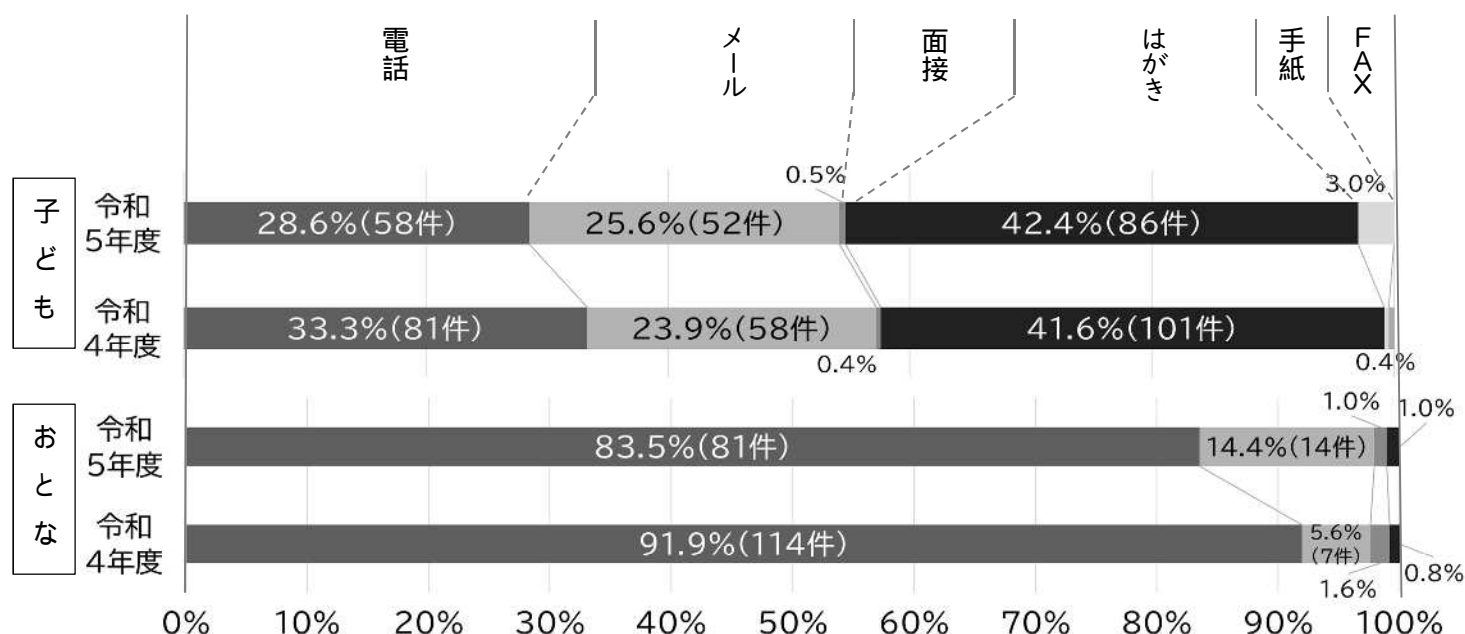
初回の相談方法は、「電話」が139件（46.3%）で最も多く、次いで、「はがき」（87件、29.0%）、「メール」（66件、22.0%）、「手紙」（6件、2.0%）、「面接」（2件、0.7%）の順となりました。「FAX」での相談はありませんでした。

子どもからの初回相談は、「電話」（58件、28.6%）が減少しており、3割を下回りました。一方で、「メール」（52件、25.6%）や「はがき」（86件、42.4%）、「手紙」（6件、3.0%）での相談が増加しています。おとなからの初回相談は、「電話」（81件、83.5%）が8割以上と高い水準を保っていますが、「メール」（14件、14.4%）が令和4（2022）年度に比べ、約2倍に増えています。

表 初回の相談方法

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	58 (28.6%)	52 (25.6%)	1 (0.5%)	86 (42.4%)	6 (3.0%)	0 (0.0%)	203 (100.0%)
おとな	81 (83.5%)	14 (14.4%)	1 (1.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	97 (100.0%)
合計	139 (46.3%)	66 (22.0%)	2 (0.7%)	87 (29.0%)	6 (2.0%)	0 (0.0%)	300 (100.0%)

図 初回の相談方法の比較グラフ



相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属では、「小学校」に在学している子どもに関する相談が全体の6割5分以上(200件、66.7%)となりました。次に「中学校」(64件、21.3%)、「高校等」(27件、9.0%)、「未就学」(5件、1.7%)となりました。

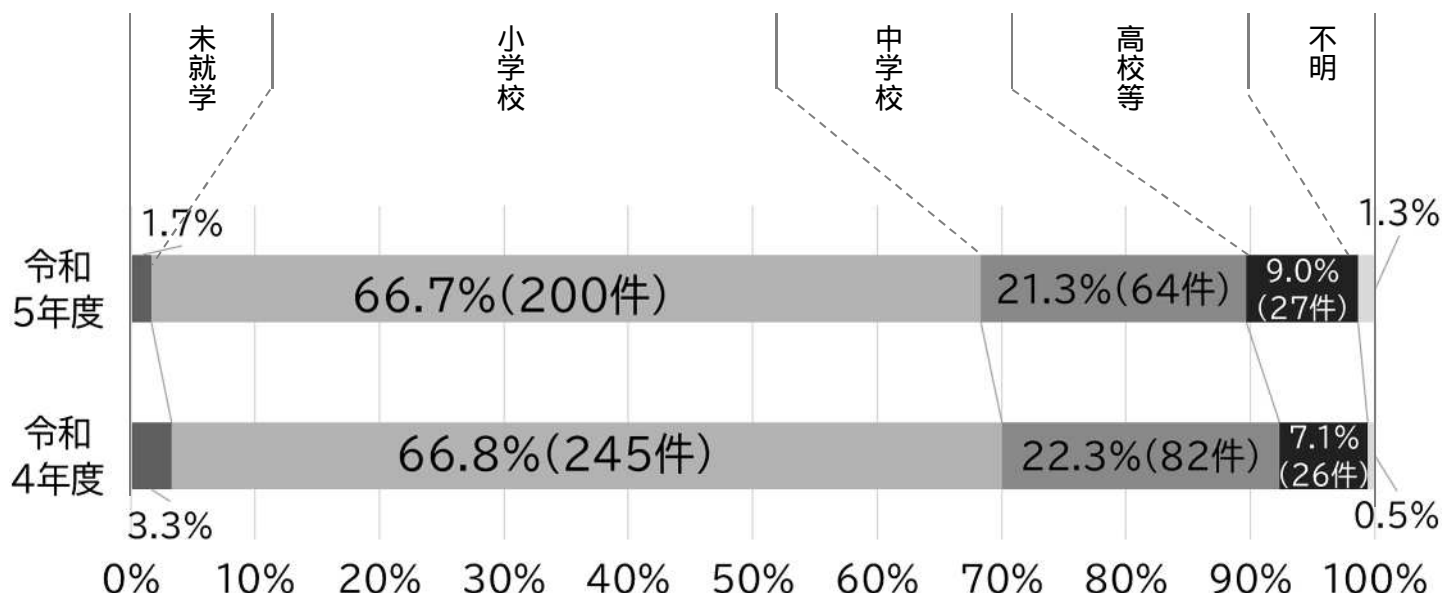
令和4(2022)年度と比べると、「高校等」の相談割合が増加しており、「未就学」、「中学校」の相談割合が減少しています。

「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
5 (1.7%)	200 (66.7%)	64 (21.3%)	27 (9.0%)	4 (1.3%)	300 (100.0%)

図 子どもの所属の比較グラフ



相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学校1年」(36件、12.0%)と「小学校3年」(36件、12.0%)でした。次いで、「小学校4年」(31件、10.3%)、「小学校6年」(30件、10.0%)、「小学校2年」(27件、9.0%)となりました。

令和4(2022)年度と比べ、「小学校1年生」、「小学校2年生」の相談割合が増加しました。「小学校3年生」はほぼ同程度の割合、「小学校4年生」は増加していることから、小学校低学年から中学年の相談割合が増加していると言えます。また、「中学校3年生」、「高校等」の全ての学年で相談割合が増加しています。

一方で、「小学校5年生」、「小学校6年生」、「中学校1年生」の相談割合は減少しました。

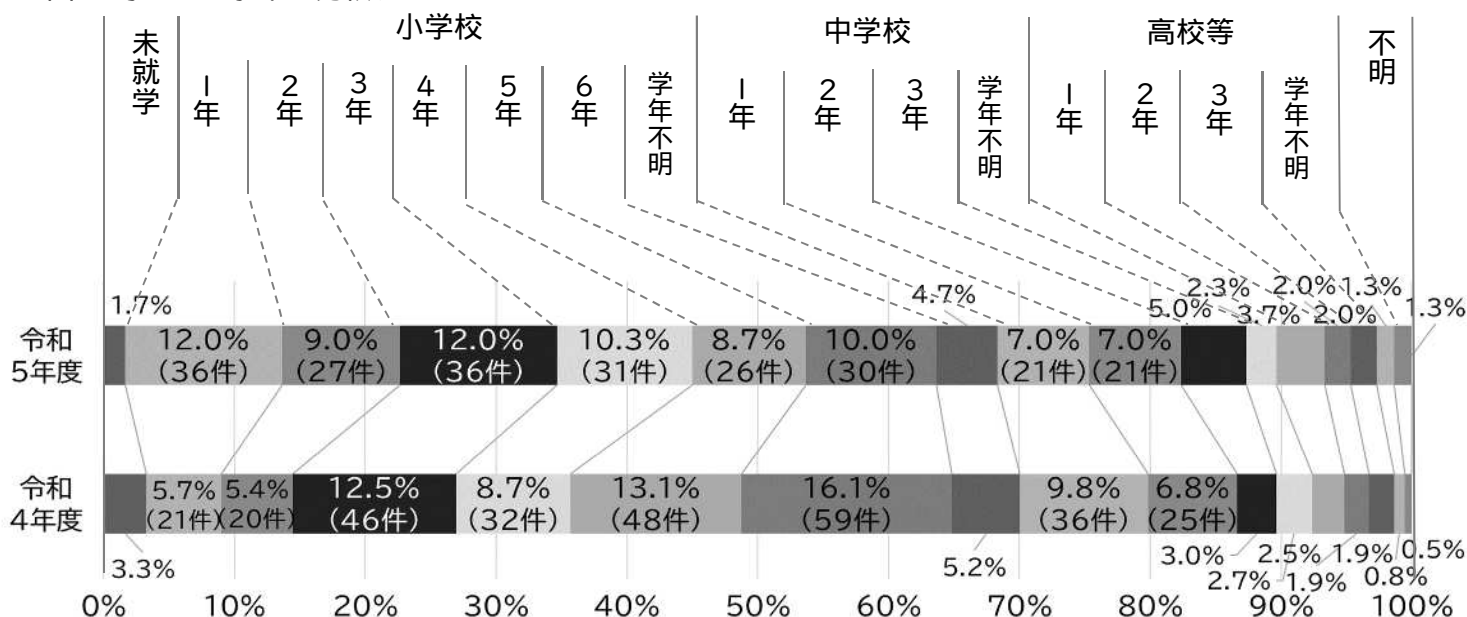
「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表 子どもの学年

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
5 (1.7%)	36 (12.0%)	27 (9.0%)	36 (12.0%)	31 (10.3%)	26 (8.7%)	30 (10.0%)	14 (4.7%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
21 (7.0%)	21 (7.0%)	15 (5.0%)	7 (2.3%)	11 (3.7%)	6 (2.0%)	6 (2.0%)	4 (1.3%)	4 (1.3%)	300 (100.0%)

図 子どもの学年の比較グラフ



相談者との相談方法

相談者とのやり取りは、子どもが 1,390 回、おとなが 1,218 回、合計 2,608 回でした。令和4(2022)年度に比べて、子どもとおとなともに増加しました。

そのうち、相談者からの相談方法で最も多いのは、子どもは「メール」(285回、20.5%)が「電話」(189回、13.6%)を上回り最も多くなりました。次に「はがき」(122回、8.8%)でした。おとなは「電話」(356回、29.2%)が最も多く、次いで「メール」(218回、17.9%)となりました。

「せたホッと」から相談者への連絡方法では、子どもに対しては「メール」(329回、23.7%)、「手紙」(142回、10.2%)が多く、おとなに対しては「電話」(341回、28.0%)、「メール」(194回、15.6%)が多かったです。

令和5(2023)年度は、子ども、おとなともに「訪問面接」が増加しました。さらに、はがきでの相談から便箋を使用しての相談に移行する相談者が多かったことから、子どもからの「手紙」も増加しています。また、子どもとのやり取りでは、「電話」が減少し「メール」が主なツールになっているなか、おとなは「電話」、「メール」ともに増加しています。

表 相談者との相談方法

令和 5年度	電話		メール		面接		はがき		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から		
子ども	189 (13.6%)	120 (8.6%)	285 (20.5%)	329 (23.7%)	99 (7.1%)	68 (4.9%)	122 (8.8%)	0 (0.0%)	36 (2.6%)	142 (10.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,390 (100.0%)	2,608
合計	309		614		167		122		178		0			
おとな	356 (29.2%)	341 (28.0%)	218 (17.9%)	194 (15.9%)	85 (7.0%)	22 (1.8%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,218 (100.0%)	
合計	697		412		107		1		1		0			

令和 4年度	電話		メール		面接		はがき		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から		
子ども	232 (19.9%)	40 (3.4%)	233 (20.0%)	223 (19.1%)	109 (9.4%)	21 (1.8%)	149 (12.8%)	0 (0.0%)	6 (0.5%)	138 (11.8%)	6 (0.5%)	8 (0.7%)	1,165 (100.0%)	2,298
合計	272		456		130		149		144		14			
おとな	455 (40.2%)	267 (23.6%)	164 (14.5%)	117 (10.3%)	114 (10.1%)	4 (0.4%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	9 (0.8%)	1 (0.1%)	1,133 (100.0%)	
合計	722		281		118		1		1		10			

初回の相談者が子どもの場合の相談内容

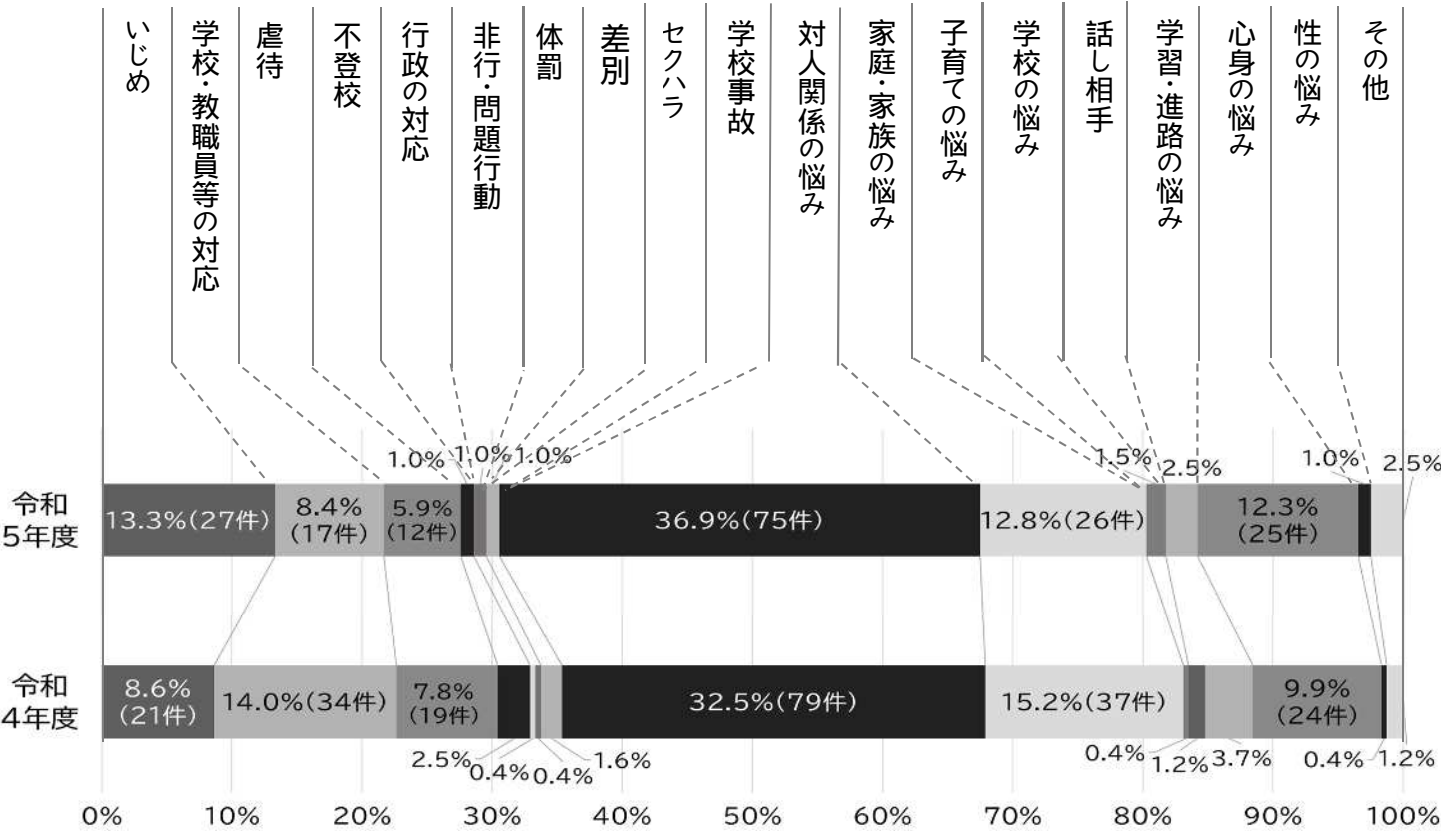
初回の相談者が子ども(本人 201件と友だち2件を合わせた 203 件)の場合の相談内容は、「対人関係の悩み」(75件、36.9%)が最も多く、次いで「いじめ」(27 件、13.3%)、「家庭・家族の悩み」(26件、12.8%)、「心身の悩み」(25 件、12.3%)となりました。

令和4(2022)年度に比べ、「いじめ」や「対人関係の悩み」、「心身の悩み」等の相談割合が増えました。一方で、「学校・教職員等の対応」の相談割合が減少しました。ほかにも、「家庭・家族の悩み」と「虐待」の相談割合も減少しています。

表 相談内容(初回の相談者が子どもの場合)

いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
27 (13.3%)	17 (8.4%)	12 (5.9%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
対人関係 の悩み	家庭・家族の 悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
75 (36.9%)	26 (12.8%)	0 (0.0%)	3 (1.5%)	0 (0.0%)	5 (2.5%)	25 (12.3%)	2 (1.0%)	5 (2.5%)	203 (100.0%)

図 相談内容（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



初回の相談者が子どもの場合の子どもの学年

初回の相談者が子どもの場合では、「小学校3年」(25件、12.3%)が最も多く、次いで「小学校1年」(23件、11.3%)、「小学校4年」(22件、10.8%)となりました。

令和4(2022)年度との比較では、「小学校1年」から「小学校4年」までの相談割合が増加しました。一方で、「小学校5年」と「小学校6年」の相談割合は減少しています。また、「中学校3年」から「高校等2年」までの相談割合も増加しています。

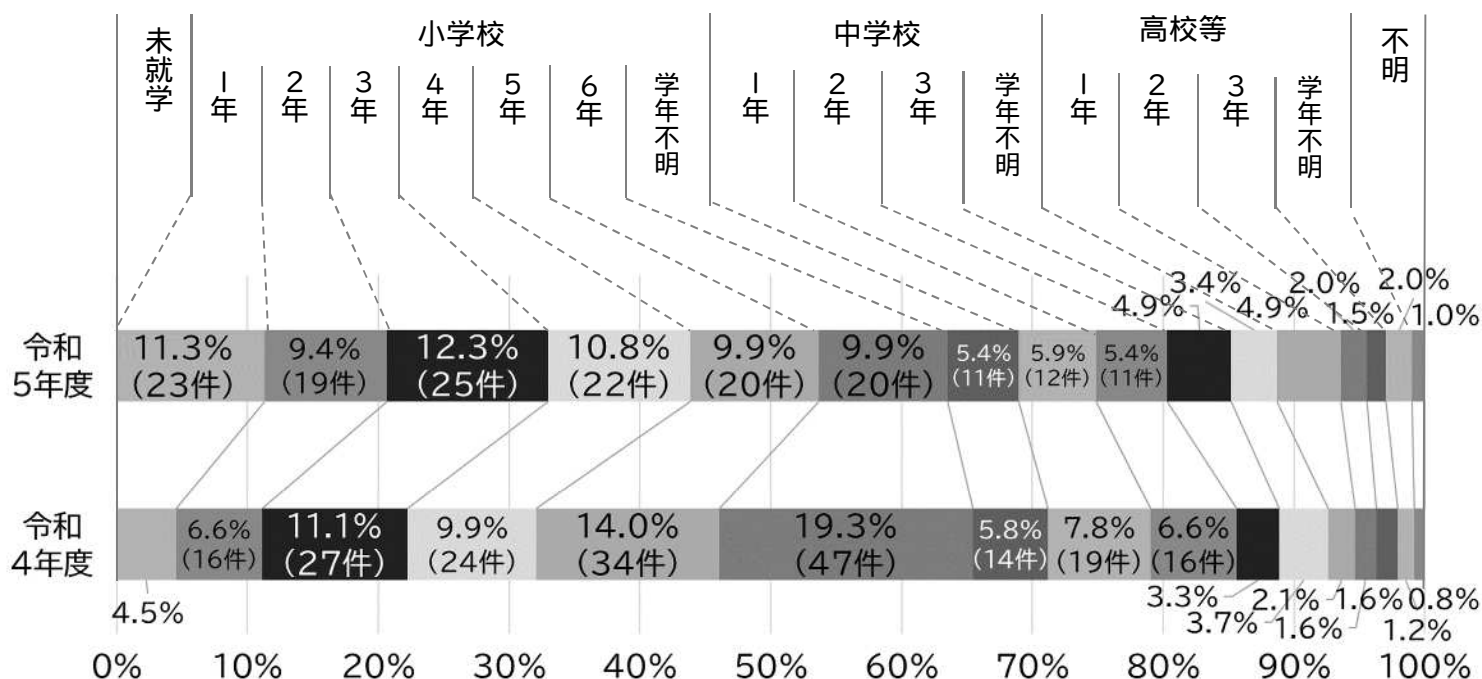
「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表 子どもの学年（初回の相談者が子どもの場合）

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
0 (0.0%)	23 (11.3%)	19 (9.4%)	25 (12.3%)	22 (10.8%)	20 (9.9%)	20 (9.9%)	11 (5.4%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
12 (5.9%)	11 (5.4%)	10 (4.9%)	7 (3.4%)	10 (4.9%)	4 (2.0%)	3 (1.5%)	4 (2.0%)	2 (1.0%)	203 (100.0%)

図 子どもの学年（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



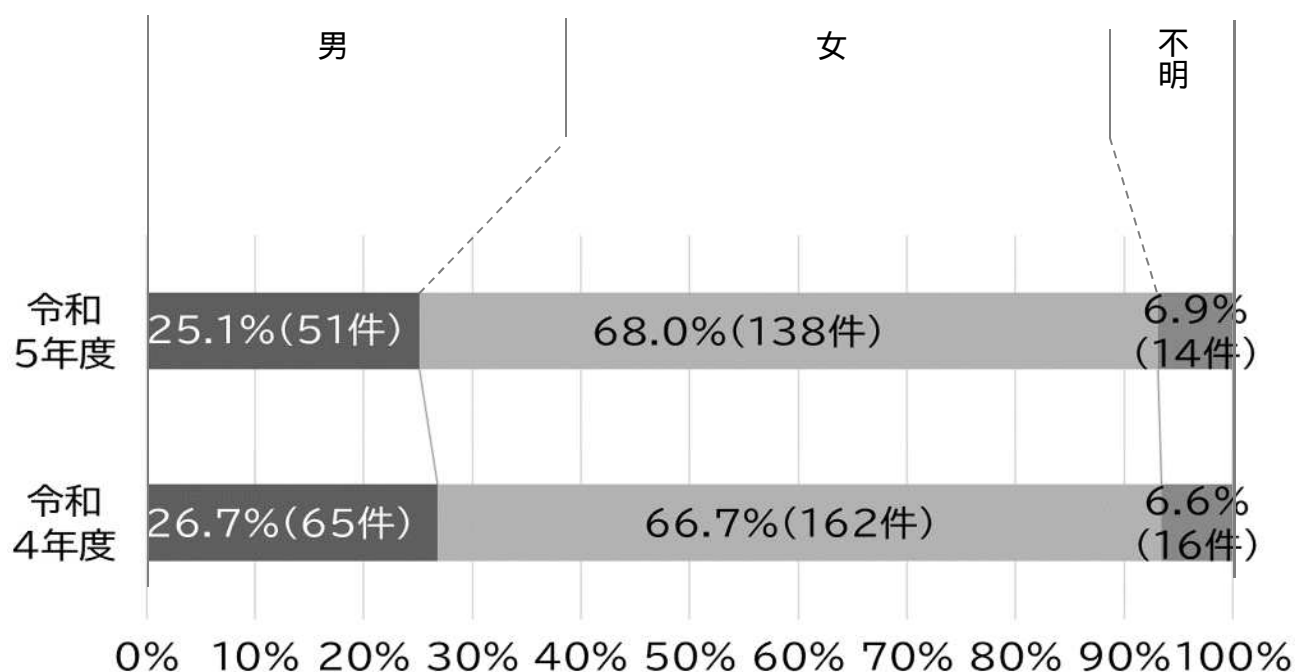
初回の相談者が子どもの場合の性別

初回の相談者が子どもの場合における性別の内訳は、女子からの相談（138件、68.0%）が男子からの相談（51件、25.1%）よりも多かったです。令和4（2022）年度と比べても、性別の割合はほぼ変わっていません。

表 子どもの性別（初回の相談者が子どもの場合）

男	女	不明	合計
51 (25.1%)	138 (68.0%)	14 (6.9%)	203 (100.0%)

図 子どもの性別（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



委員・専門員の総活動回数（相談方法別）

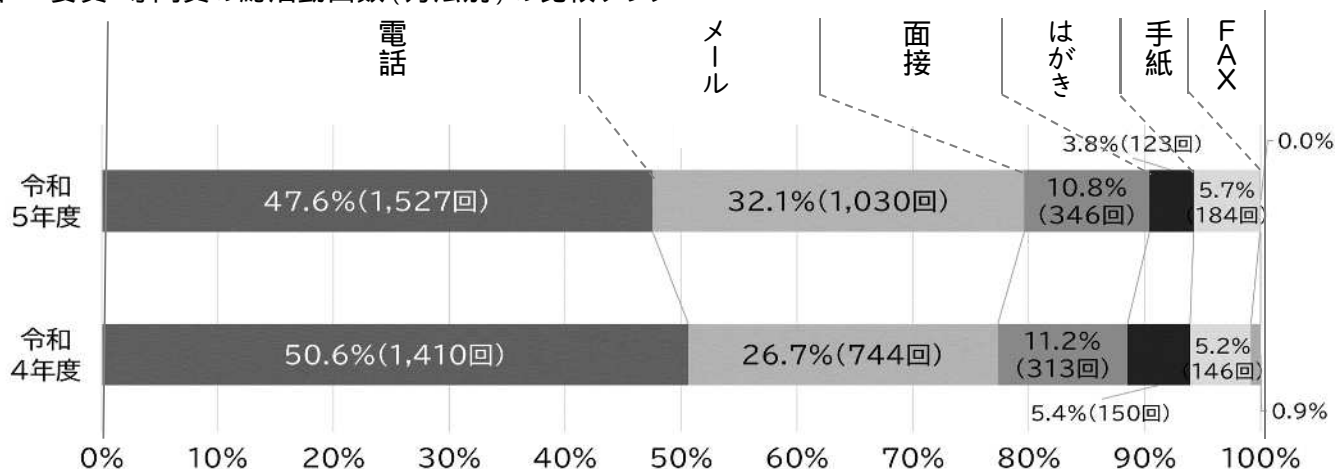
相談活動の方法としては、「電話」（1,527回、47.6%）が最も多く、次いで「メール」（1,030回、32.1%）、「面接」（346回、10.8%）、「手紙」（184回、5.7%）、「はがき」（123回、3.8%）、「FAX」（1回、0.0%）となりました。「メール」よりも「電話」の方が多くいますが、割合は近くなってきています。

令和4（2022）年度との比較では、「手紙」の回数が増え、「はがき」よりも多くなりました。また、全体的に活動回数は増えているものの、「はがき」と「FAX」での相談回数が減少しました。

表 委員・専門員の総活動回数（方法別）

電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
1,527 (47.6%)	1,030 (32.1%)	346 (10.8%)	123 (3.8%)	184 (5.7%)	1 (0.0%)	3,211 (100.0%)

図 委員・専門員の総活動回数（方法別）の比較グラフ



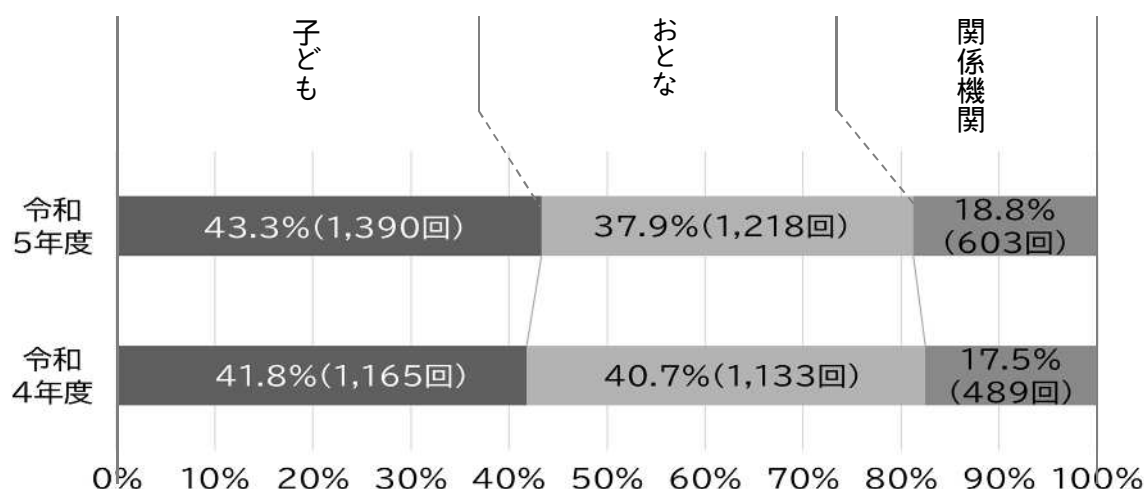
委員・専門員の総活動回数（相談対応先別）

相談対応先としては、「子ども」（1,390回、43.3%）とのやり取りが最も多かったです。「子ども」との相談回数と「関係機関」とのやり取りの割合が増加しています。

表 委員・専門員の総活動回数（対応先別）

子ども	おとな	関係機関	合計
1,390 (43.3%)	1,218 (37.9%)	603 (18.8%)	3,211 (100.0%)

図 委員・専門員の総活動回数（対応先別）の比較グラフ

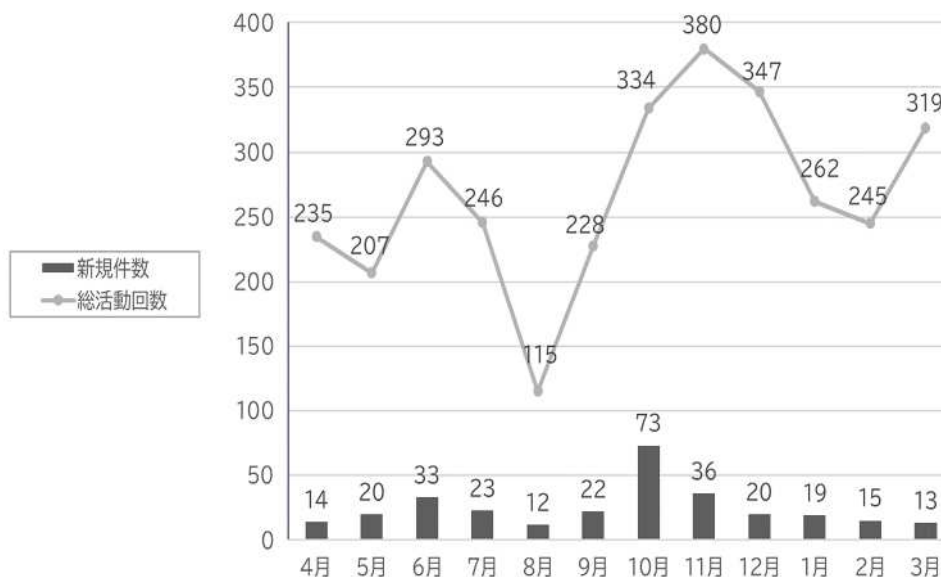


新規件数と総活動回数の月別推移

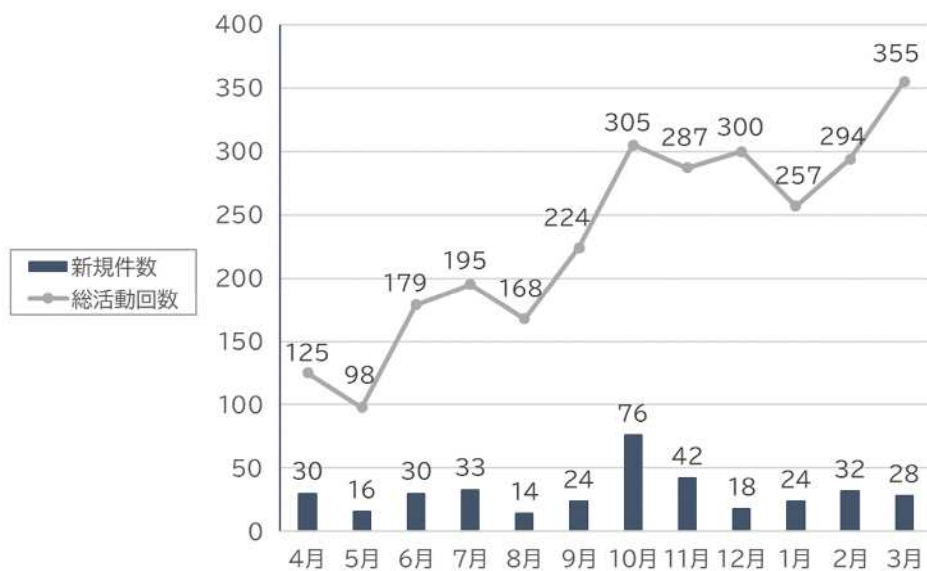
新規件数は、10月(73件)が最も多く、次いで11月(36件)、6月(33件)の順に多く相談がありました。総活動回数は、11月(380件)、12月(347件)、10月(334件)の順に多く活動しました。

図 新規件数と総活動回数の月別推移

令和5(2023)年度



令和4(2022)年度



2 権利の侵害を取り除くための申立て等

令和5(2023)年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申立てはありませんでした。

3 分析

3-1. 概要

令和5(2023)年度の新規相談件数は300件であり、過去最高を記録した令和4(2022)年度の367件よりは減少したものの、令和3(2021)年度と同様の高い数値を示しました。これに対し、委員・専門員の総活動回数は3,211回に達し、創設以来最多となりました(令和4年度は2,787回)。新規件数のうち子どもからの相談は203件(67.7%)、委員・専門員の総活動回数のうち子どもに対するものは1,390件(43.3%)でした。

3-2. 相談件数と方法

令和5(2023)年度の新規件数は300件でした。この件数は、過去最高を記録した令和4(2022)年度の367件よりは減少したものの、令和3(2021)年度と同様の高い数値です。令和4(2022)年度からの継続件数99件を合わせると、令和5(2023)年度の総件数は399件となりました。

初回の相談方法では、子どもとおとなにちがいが見られます。おとなは、81件(83.5%)が「電話」となっていますが、子どもで最も多いのは「はがき」86件(42.4%)、次いで「電話」58件(28.6%)、「メール」52件(25.6%)となっています。また、令和4年度は「はがき」101件(41.6%)、「電話」81件(33.3%)、「メール」58件(23.9%)だったことを踏まえると、子どもからの相談に占めるメールの割合が大きくなりつつあることがわかります。

はがき相談について少し考えてみましょう。相談はがきは、6月に中学生向けを9月に小学生向けを配布しました。配布対象は、区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、病院等の関係機関であり、総数73,000枚にのぼります。最も多くはがきを送ってきたのは、小学1年生で18件、次に小学3年生で15件、小学2年生で14件でした(表1参照)。

表1. 新規相談(初回の相談者が子どもの場合)のうちはがき相談の学年別内訳

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
0 (0.0%)	18 (20.9%)	14 (16.3%)	15 (17.4%)	13 (15.1%)	10 (11.6%)	5 (5.8%)	2 (2.3%)		
	中学校				高校等				
	1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明	
3 (3.5%)	0 (0.0%)	4 (4.7%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.3%)
									86 (100.0%)

はがきは、誰にも見られずに書くことができ、切手もいらず、ポストに投函すれば「せたホッと」に届きます。手紙を投函した経験がない子もいるかもしれませんが、ひとつひとつのはがきはとても豊かに子どもの気持ちを伝えてくれます。びっしりと小さな字で書いてくれる子、楽しいイラストがあふれている子、殴り書きのようなはがきもあります。返事を希望するはがきには、送り先を指定してもらった上で、相談・調査専門員からの返事が届きます。なかには、何往復もやりとりする子もいます。

3-2. 相談者

「せたホッと」の特徴のひとつは、子どもからの相談がおとなからの相談よりも多いことです。令和5(2023)年度は、新規件数に占める子どもの割合が203件(67.7%)となりました。

他機関の割合を見ていきます。川西市子どもの人権オンブズパーソンの相談・調整回数のうち、2023年次の子どもの割合は40.1%です(「子どもオンブズ・レポート2023」2024年3月、p.29)。令和4(2022)年度になりますが、なごもっか(名古屋市子どもの権利相談室)では、初回相談における子どもの割合は51.1%となっています(「名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書」2023年6月、p.15)。2022年9月にスタートした小金井市子どもオンブズパーソンは、新規相談の子どもの割合は51.7%でした(「小金井市子どもオンブズパーソン令和4(2022)年度活動報告書」p.26)。このように、全国的に見ても、子どもからの相談が多いと言えます。

子どもからの相談が6割後半になったのは、令和3(2021)年度以降みられるものです。主な要因としては、はがき相談のスタートが挙げられます。はがき相談の主な利用者は、すでに述べたように小学生世代であり、子どもと「せたホッと」を結ぶ大切な役割を果たしています。

初回の相談者が子どもの場合の学年はどうでしょうか。初回の相談者が子どもの場合の学年は、小学生が約7割、中学生が約2割、高校生が約1割です。なかでも最も多いのが小学校3年生の25件(12.3%)、次いで小学校1年生の23件(11.3%)でした。なお、未就学児は0件です。このことは、どう捉えればよいでしょう？

保育園児や幼稚園児の頃は相談したいことはなく、小学校1年生になったら、急に相談したいことがでてくるのでしょうか。必ずしもそうではないと思われます。先に述べたように、はがき相談が多いのは小学校低学年でした(表1参照)。小学校で文字を習い、はがきを書けるようになることに加え、まだスマホを持っていないことから、このような結果が考えられます。そうであるならば、未就学児にフィットした相談方法があれば、より多くの声を聴くことができそうです。同じことは中高生世代にも言えます。未就学児と中高生世代の声をどう「せたホッと」につなぐかは大きな課題です。

さいごに、初回の相談者が子どもの場合の性別は、女子が68.0%、男子が25.1%、不明が6.9%となっています。相談のジェンダー差にも着目する必要があります。

3-3. 相談内容

相談内容で最も多かったのは「対人関係の悩み」で81件(27.0%)、次いで「いじめ」49件(16.3%)、「学校・教職員等の対応」43件(14.3%)です。これに対し、初回の相談者が子どもの場合に最も多かった相談内容は「対人関係の悩み」75件(36.9%)、次いで「いじめ」27件(13.3%)、「家庭・家族の悩み」26件(12.8%)でした。

「対人関係の悩み」は、割合としても増加傾向にあります。相談内容に占める「対人関係の悩み」は、令和3年度20.3%（61件）、令和4年度24.8%（91件）、令和5年度27.0%（81件）と増えています。初回の相談者が子どもの場合は、令和3年度28.9%（57件）、令和4年度32.5%（79件）、令和5年度36.9%（75件）であり、やはり増加しています。



図1. 令和3年度から令和5年度までの新規件数における「対人関係の悩み」の件数と割合の推移

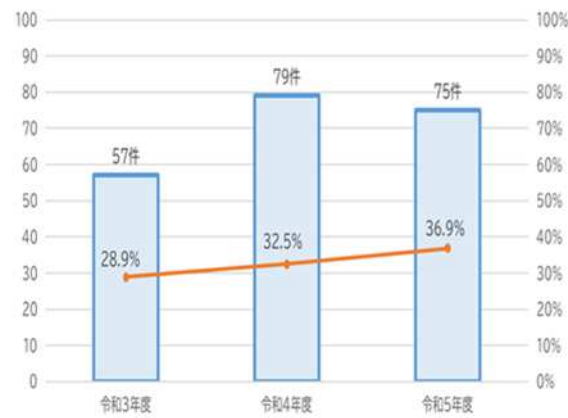


図2. 令和3年度から令和5年度までの新規件数(初回の相談者が子どもの場合)における「対人関係の悩み」の件数と割合の推移

「対人関係の悩み」というと、ついついその子ども本人に原因があるように考えがちです。しかし、「せたホッと」にくる相談の多くは、個人の内面に要因があるというよりも、その子どもと周囲の子どもや親・教職員など環境との間にあつれきが生じている場合があります（例えば、事例 p.35 参照）。つまり、個人の内面ばかりを見るのではなく、子どもとその周囲の環境をどう調整していくかが問われるのです。「対人関係の悩み」の場合、相談に関する登場人物が多くなることもあります。環境調整を行う際に、子どもの声を聴いて最善の利益を考えていくことが肝要です。

3-4. 「せたホッと」の動き

初回相談を受けたあとの「せたホッと」の動きはどうでしょうか。

委員・専門員の総活動回数は、「子ども」が 1,390 回（43.3%）、「おとな」が 1,218 回（37.9%）、「関係機関」が 603 回（18.8%）、合計 3,211 回です。この数は、創設以来最多を記録しました。相談方法別の内訳では、「電話」「メール」「面接」の順に多くなっています。

表 2. 令和 5 年度における委員・専門員の総活動回数の相談方法別内訳

電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
1,527 (47.6%)	1,030 (32.1%)	346 (10.8%)	123 (3.8%)	184 (5.7%)	1 (0.0%)	3,211 (100.0%)

関係機関で最も多いのは「学校」の 287 回、次いで「児童相談所」118 回、「教育委員会」86 回、「区役所関連窓口」43 回です。ところで、子どもの関係機関は多くあります。このような中、「せたホッと」の存在意義とはどのようなもののでしょうか。それは、子どもの声を聴いているかどうかです。

「せたホッと」では、関係機関に働きかけるとき、子どもの意見や気持ちを聴いて活動します。

子どもの権利侵害からの回復には、子ども本人がどうしたいかが最も重要です。おとなの解決イメージを押しつけるのではなく、子ども自身がどのように解決していきたいのか、そのためにはどんな動きができるかを子どもと一緒に考えます。このプロセスは、ときには多くの時間と手間を費やします。しかし、そうすることで子どもの気持ちをくみ取り、「せたホッと」の方向性が定まっていきます。

3-5. 課題

最後に、課題を3点述べます。

1点目は、未就学児と中高生世代の声をどのように聴くのかです。ひとつの方策として、令和5(2023)年度は、年2回発行する「せたホッと」レターの1回分を中・高生向けに設定しました。このような取組を続けると共に、未就学児と中・高生世代にリーチできるアプローチを新たに検討したいと考えています。たとえば、マスコットキャラクターの「なちゅ」は小学生に大人気ですが、中高生世代には幼く映るようです。そのため、「高校生の自分は「せたホッと」に相談する対象ではない」のように考える子どももいました。中高生世代から新たなマスコットキャラクターを募集する、フォントを工夫するなど中高生向けのカードを作成すると行ったことも検討されてよいと考えています。

次にジェンダーです。女子の割合が依然として多く、ジェンダー比に偏りがあることは「せたホッと」だけの課題ではありません。令和5年3月に内閣府が発表した「こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)」を見てみましょう。この調査は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」に定める調査研究です。こども・若者の育成に資するため、こども・若者やその家族、支援者、支援施策等の現状・課題等に関し、調査研究を推進するものになります。10~14歳、15~39歳、40~60歳を対象とした調査票があります。

15~39歳を対象とした調査で、「あなたが、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。」という問いに対し、「誰にも相談したくない」と回答したのは、全体の9.9%でした。男女別では、「誰にも相談したくない」と答えたのは、男性11.7%、女性8.2%です。さらに、「相談したくないと思う理由」を質問したところ、女性に比べて男性の回答が10ポイント以上多かったのは「自分ひとりで解決すべきだと思うから」(男性29.7%、女性15.8%)のみでした(内閣府、2023:120-123)。

これに対し、10~14歳を対象とした調査で、「あなたが、ものごとがうまくいかず落ち込んだときに、どういった人なら、相談したり、助けてもらったりしやすいと感じますか。あてはまるものすべてを選んでください。」という問いに対し、「誰にも相談したり、助けてもらったりしようと思わない」と答えたのは全体で4.9%、男子4.0%、女子5.4%で、大きな差はありません。その理由に対して、15~39歳調査で大きく差が出た「自分ひとりで解決すべきだと思うから」を選んだのは、男子36.7%、女子41.5%と、男子の方が少なくなっています(内閣府、2023:49-51)。

このように見ていくと、小学生から中学生にかけての年代が、相談におけるジェンダーを考え

るヒントになりそうです。「自分ひとりで解決しなくてもよい」「あなたと一緒に考える」「相談できる人は勇気がある人で、相談は決して恥ずかしいことではない」というメッセージを、中高生になる前から一貫して伝えていくことが重要だと考えます。

最後に、総活動回数の増加です。令和 5(2023)年度は、前年度から新規相談件数が減ったにもかかわらず、総活動回数は増加しています。このことは、次年度以降詳細を分析するとともに、サポート委員 3 名と相談・調査専門員 5 名から構成される「せたホッと」の体制を含めて検討していくことが求められます。

参考文献一覧

川西市子どもの人権オンブズパーソン 2024「子どもオンブズ・レポート 2023」

小金井市子どもオンブズパーソン相談室 2023「小金井市子どもオンブズパーソン令和 4(2022)年度活動報告書」

世田谷区子どもの人権擁護機関 各年次活動報告書

内閣府 2023「こども・若者の意識と生活に関する調査(令和 4 年度)」

名古屋市子どもの権利擁護委員 2023「名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書」

(文責:安部芳絵)



相談対応・調整活動状況

- 1 事例紹介
- 2 関係機関との連携
- 3 制度改善に結びついた事例

相談対応・調整活動状況

1 事例紹介

プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 いじめ	
同級生から叩かれたり、心無い言葉を言われたりするという相談でした。本人が自分の力で解決したいという気持ちが強く、はがきを通して本人ができる方法を話し合いました。しかし、限界もあったため、本人と相談し、「せたホッと」と学校との間でも関係調整をした事例です。	
相談者	本人・父親
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき（学校経由で返信） 面接

相談及び調整の概要

【相談内容】

ほかのクラスの子にたたかれたりけられたり、もういっしょに帰らないと言われた。あと、いやなことを言われる。お父さんに言ってみただけ、わかってもらえなかった。いじめる人とどうしたらいいのかわからない。

【せたホッとから】

まず、はがきで相談してくれたことへの感謝とけがをしていないか心配していること、いやな気持ちになったと思うし、心も傷ついたと思うことを伝えました。そして、叩いたり蹴ったりする子と本人はこれからまた仲良くしたいと思っているのか、それともその気持ちはあまりないのかを尋ね、本人の気持ちに沿った方法を一緒に考えていきたいと書きました。返事は、本人の希望により学校に手紙を送ることになりました。

「せたホッと」は「学校に手紙がほしい」という希望がある時は、事前に管理職の先生へ電話をかけ、封を開けずに本人へ渡してほしいことと周りの子に気づかれないような配慮をして渡してほしいとお願いをしています。今回も学校へ電話をかけ、校長先生にお願いをしました。校長先生から「相談の内容はどのようなものですか？学校で対応したほうがいいことはありますか？」と質問があったのですが、本人が希望していないので相談の内容を今は伝えられないが、もしご協力いただきたい状況になった際には改めて連絡をしますと伝えていきます。

学校を通じての手紙のやり取りの中で、忙しくて相談できない先生を気にしていた本人へ、タブレットを使って伝えてみるのはどうだろうかなど、本人がやりやすい方法を考えながら伝えました。また、本人はやってみてどうだったのかを伝えてくれました。そうして、一時本人の悩みは落ち着いていったのですが、数か月後本人の父親から電話がありました。そこで、本人が学校へ行きたくないと言っていること、担任の先生へ連絡をしたが対応が芳しくないというお話がありました。そのため、面接をさせてほしいと伝えたと、数日後に本人と父親が来所し、学校であったことを話してくれました。今度は学校に気持ちを伝えに行ってもらいたいという希望だったため、学校へ訪問することになりました。管理職の先生と担任の先生に「せたホッと」が本人から聞いた話と気持ちを中心に伝えたと、学校側からは本人が安心して学校で過ごせるようにしていきたいと思うという話がありました。この結果を本人と父親へ面接で報告すると、「安心できた」と本人から話があり、行きたくないという気持ちが減ったと伝えてくれました。時々、最近の様子を聞くなどして、見守りをしています。

事例 学校・教職員の対応

担任の先生の対応で本人が傷ついているという相談です。母親から電話があり、後日本人からも話を聞きました。登校できない状態になっていたこともあり、「せたホッと」が学校との調整活動を行いました。その後、学校側でも対応を検討し、本人が安心できたことで登校を再開できた事例です。

相談者	母親・本人
子どもの所属	小学校
相談方法	電話 面接

相談及び調整の概要

【相談内容】

担任の言動が威圧的に感じてしまい、怖いと思ってしまう。しかし、友達がいるからとがんばって登校していた。今日、本人のできなかったことに関して「みんなはできている。〇〇さんもできるよな!」と言われたことに深く傷つき、もう学校へ行きたくないと母親に話した。もともと傷つきやすい子ではあるので、管理職には相談しながらなんとか頑張っていたが、担任が怖いこと、自分の話をしっかり聴いてくれないことなどどうしたらいいか。

【せたホッとから】

母親と一緒に来所してもらい、本人から話を聴きました。「学校には行きたいという気持ちはあるものの、担任の先生を怖いと感じてしまう、学校に行こうとするとお腹が痛くなり、勉強する気もなくなる。友達がいるからがんばって学校に行ったが疲れてしまう。自分の話をしっかり聴いてくれる人がいない」ということを話してくれました。

「せたホッと」は、本人の「学校には行きたい」が担任の先生のことが怖くて行けなくなることや自分の話をしっかり聴いてくれる人がいないことを受け止めました。さらに本人がどうしても学校に行ける気持ちになれるのかを聴いたところ学校が自分の話をしっかり聴いてくれないので、「せたホッと」から自分の気持ちを伝えてほしいということでした。本人に改めて何を伝えたいかを聴くと「担任の先生にやさしくなってほしい。自分の話をしっかりと聴いてほしい。人と比べないでほしい」と話してくれました。その後学校へ本人の気持ちを伝えに行きました。

担任の先生からは深く傷つけたことへの謝罪と、管理職の先生からは本人の話をしっかり聴いていきたいという伝言を預かり、後日本人に来所してもらい伝えました。今は本人が担任の先生とは怖くてまだ会えないというので、本人の心の落ち着きを待ちました。その間も「せたホッと」に来てもらい卓球をしたり、カードゲームをしたりなど継続的に支援していました。数か月後管理職の先生と母親と本人で面接し、しばらく授業は管理職の先生が行う、どうしても休んでしまう日には、元担任の先生ともオンラインで話をしたり SC(スクールカウンセラー)とも定期的に話をするなど、学校で話を聴いてくれる人を多く作ったことで、少しずつ学校へ行ける日ができました。本人に不安はないかと確認すると「担任の先生とはまだまだだけど、いろんな先生が話を聴いてくれるので安心できるようになった」と明るい声が聴けました。また、「困ったら「せたホッと」に相談すればいいから安心できるよ」とも話してくれました。「せたホッと」はいつでも応援するからねと伝え、その後も見守り続けています。

事例 学校・教職員等の対応

ある教科の先生の対応で理不尽な思いをしているという相談です。メールのやり取りの中で、どんな理不尽なことがあったのかや今までしてきた対応について聞きました。話の内容を加味し、本人の匿名性を保ちながら、学校との調整活動を行いました。その後の話では一部改善したということだったため、引き続き調整活動をしている事例です。

相談者	本人
子どもの所属	中学校
相談方法	メール 面接

相談及び調整の概要

【相談内容】

ある教科の先生が理不尽なことをしてくる。相手によって態度を変えたりする。主に男女で対応が違う。このままだと学校に行くのが嫌になりそうだけど、担任の先生には相談しにくい。名前も伝えずに解決したい。

【せたホッとから】

本人からのメールを受け、「せたホッと」は学校に行くのが嫌になりそうなほどつらい思いをしながら、頑張って学校に通っていることを労い、どのような理不尽なことがあったのかを具体的に教えてほしいと、メールで尋ねました。本人からは、その先生は自分や特定の生徒に対してだけわざと無視したり、男女によっても態度が違い、機嫌が悪い日には怒鳴ったりすることもある。周りの人に今の状況や思いを伝えたことはあるが、あまり理解はしてもらえていないように感じるとのことでした。「せたホッと」から学校に本人の気持ちを伝えに行くこともできるので、一度会って話をしてみませんかとの面接の提案をしました。本人としては、「せたホッと」が学校に行って解決してくれるならそうしてほしい思いもあるが、自分の名前が学校に伝わったら、その後のことが心配なのでそれはしたくないと言いました。そのため、「せたホッと」から匿名での相談もできることを伝え、一度面接したいと伝えました。

後日、本人からメールが来て、都合の良い日を教えてくれたので、子どもサポート委員と日程調整をして、相談・調査専門員と3人で面接をしました。面接では本人がどうしてほしいかを丁寧に聴いていきました。すると、「せたホッと」にはやっぱり学校に行ってほしい。学校に自分の思いを伝えてほしいし、その先生には態度を改めてほしい。でも、自分が相談したことが学校に分かるのは不安だし、その先生の態度が余計に酷くなったら困るので、名前は出さないでほしい」との本人の要望がありました。そのため、誰が相談したかは分からないように対応するので安心してほしいと「せたホッと」は伝えました。数日後、子どもサポート委員と相談・調査専門員は学校を訪問し、本人が特定されないように配慮しながら管理職の先生に状況を確認すると共に、本人の思いを伝えました。管理職の先生からは、中学生に対してある程度厳しい対応も必要なことはあるが、学校に行くのがつらくなるほど我慢をしている生徒がいるのであれば、学校としても改善に向けて対応していくとの話がありました。後日、本人に電話し、学校訪問後の様子を確認したところ、理不尽な対応は減ってきたように思うし、誰かに相談できて良かったとの話がありました。「せたホッと」からも、一人で抱え込まずに、何かあればいつでも連絡してほしいと伝え、引き続き調整活動を行っています。

事例 対人関係の悩み

はがきを小・中学校へ一斉に配った時期にあった2回目で久々の相談です。友だちにいやなあだ名をつけられることや遊んでいるときにズルをされることがあり、いやな気持ちになっているという内容でした。本人の気持ちを受け止めつつ、本人がチャレンジしやすいような方法を提案したところ、解決したという報告のはがきをもらった事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき（自宅宛てに返信）

相談及び調整の概要**【相談内容】**

クラスの友だちにいやなあだ名をつけられるし、きらわれている。それに、友だちがズルをするからいやだ。

【せたホッとから】

この相談者は以前にもはがきで相談してくれたことがあり、はがきを小学校へ一斉に配った時期に、再度はがきで相談してくれました。そのため、冒頭のあいさつの後、はがきを送ってくれたことへの感謝と「せたホッとのことをおぼえていてくれて、うれしいです。」と書きました。その後、「名前をいじったあだ名でよばれるのはいやな気持ちになるよね」、「そういう名前ではじめたり、グループでかつ動するときに入れてもらえなかったりしたら、友だちにきらわれているって思っちゃうし、かなしい気持ちになったんだろうなって思いました。」と気持ちもあわせて前半に書きました。後半は、「ズルをやめてもらうほうほうをいっしょにかんがえようね」として、友だちがズルをするというのはどういうズルをしてくるのかなと話を促しつつ、「ズルをする友だちに楽しい気持ちになっちゃうよっていうのはどうかな?」、「ほかの友だちとやめてってつたえるのはどうかな?」と本人がチャレンジしやすいような提案をして、希望のあった自宅へ返信用のはがきと一緒に手紙を送りました。

しばらくして、本人から「このまえのそうだんはかいけつしました。ありがとう」という返事が届きました。これを受けて、「せたホッと」は「かいけつしたことをおしえてくれて、ありがとう。またこまったことがあったら、いつでもそうだんしてね」と書いた手紙を送り、終了となりました。

事例 対人関係の悩み

私立中学校へ進学したことによる新しい環境の中で、友達関係をうまく築くことができないという相談です。今までどうやって友達を作ってきたのかなどを話していく中で、自分でできそうなことを見つけ、それを後押ししていった事例です。

相談者	本人
子どもの所属	中学校
相談方法	メール

相談及び調整の概要**【相談内容】**

中学受験をして私立中学校へ進学した。頑張って話しかけて友達はできたが、冷たい態度をとられることもあるし、親友はできない。クラスメイトを見ていると楽しそうな様子なのでつらい。どうやって友達と関わればいいですか？親友はどうしたら作れますか？

【せたホッとから】

まず、メールで相談してくれたことへの感謝を書きました。続けて、新しい学校で友達を作ろうと努力したことも、その結果友達ができたと本人の力であると書き、本人が悩んでいる友達関係について話を進めていきました。本人が友達を作るために話しかけたのは、授業の中でなのかそれとも休み時間なのか、どんな風に話しかけたのかと本人が試してみた方法ややりやすい方法を聞きました。また、「冷たい態度」はどんな態度だったのかをおしえてほしいとも聞き、一緒にどうするのがいいのかを考えていきたいですと書きました。また、最後にメールで相談を続けることもできることとあわせて、電話や会って話すこともできるので相談方法を選んでもらえたらうれしいことを伝えつつ、「お返事、待っています」と送りました。

翌日、本人から返事がありました。ある友達は入学式で話しかけてくれたことがきっかけで話をするようになったものの、言葉遣いが悪いことや周りの人のことを気にかけない言いぶりがあったため、付き合いづらいついて感じているとのことでした。逆に、自分から話しかけたのは休み時間だったようですが、話しかけた子はすでに仲のいい友達がいるので、迷惑かなと思ってしまうとのことでした。また、話をするのが苦手なので、メールでやり取りを続けたいとも書かれていました。そのため、送ってくれた内容を受け止めつつ、どのように付き合いしていくのがいいのかの方法を複数書いてみたり、委員会や係の活動を通して話をするようにしてみたらどうだろうかと提案してみたりしました。

その後もやり取りが続き、時には冷たいと思っていた友達から普通に話しかけられてよかったですなどのいい報告もありましたが、途中で返信が来なくなりました。

状況によって、最近はどうですか？という内容のメールを送ることもありますが、本人の生活が忙しくなったことが想像されたので、また困ったときのメールを待とうと決め、ひとまず終了となりました。

事例 家庭・家族の悩み

家で担っている自分の役割が負担になっており、勉強や遊びに十分に時間を取れないというメールで始まった相談です。本人が行きやすい公共施設での面接を提案し、希望がある度に行いました。面接の中では本人の希望を中心に話をし、どのようにしていくとよいかを話し合っている事例です。

相談者	本人
子どもの所属	中学校
相談方法	メール 訪問面接

相談及び調整の概要**【相談内容】**

親の具合が悪くなり、その間めんどうをみていた。自分としては具合が悪い間だけのつもりでいたが、治った後も仕事が忙しいのか、毎日ではないが家族分の食事を作る役割は引き続きすることになっている。一方で、勉強もしっかりするように言われているが、時間をうまくつくれないし、友達と遊びにも行きたいと思っている。どうしたらいいか。

【せたホッとから】

まず、メールの返事として、親の具合が悪い間にめんどうをみていたことと、自分の予想に反して続けて食事作りを担うことになってしまったという状況を整理しました。そして、他にはどういうことをしているのかを尋ねつつ、本人も訴えていた自分がやらないといけないことはわかっているが気持ちがついていけないことやイライラする気持ちを受け止めました。また、勉強する時間を作りにくい状況であると感じていることも友達と遊びに行きたいと思うことも自然なことだと思ふと伝えました。その上で、メールでやり取りするだけではなく、直接お話をしたいと思っているので、「せたホッと」か本人の行きやすい公共施設で会うのはどうかと提案したところ、返信までの間があきながらも、会って話したいことと「せたホッと」は遠いので、近くで会いたいと希望があったので、場所と日程を調整しました。

面接当日、本人は遅れてきました。なかなか来なかったのも、気持ちに変化があったのかなと心配していたところ、本人が来ました。面接の中で水を向けると、なじみがない施設だったこともあり、迷ってしまったとのことでした。「せたホッと」からは子どもサポート委員と相談・調査専門員の2名だったこともあってか、最初は話しにくそうな様子でしたが、「せたホッと」の説明をしつつ、メールで送られてきていた相談内容に触れるとそのまま話が続いていきました。面接の終わりには、また話を聞かせてもらえたらと思っている伝えて終わりました。

初回の面接後、本人からの連絡がない期間が長くなったので、「最近の様子はどうですか？また、同じ場所でお話をできたらと思うけど、どうですか？」とメールを送ったところ、数日後に返事があり、会うことになりました。その後は、面接しては期間があき、「せたホッと」からメールを送ると日程を合わせて面接するというやり取りを繰り返し、時には本人から電話が入って話をすることもありました。面接や電話での話を重ねていくと、事実だけしか話されなかった状態から本人の気持ちも話されるようになっていきました。今では、家族の話だけでなく、本人が好きなものの話や学校での出来事の話、クラスの中で気になっていることなども話されており、相談・調査専門員との面接を続けています。

事例 心身の悩み

イライラした時にクラスメイトとの会話がうまくいかないことや、気になることが多くて学校生活を安心して過ごせていないことを本人から聞いた母親からの相談です。本人からも話を聞きたいと提案し、話したり遊んだりして定期的に面接を繰り返していく中で、気になっていた症状がなくなっていったという事例です。

相談者	母親・本人
子どもの所属	小学校
相談方法	電話 面接

相談及び調整の概要**【相談内容】**

イライラしている時に友達に話しかけられると、怒った口調になってしまう。丁寧に字を書きたいと思っているのに、うまく書けなくて何度も消して書き直してしまう。こういうことが重なって、学校に行くのが大変。

【せたホッとから】

母親から本人が相談したいと言っているが、予約をしたほうがいいのかどうかと思って連絡しましたという電話がありました。「せたホッと」から面接希望の際には部屋の予約状況もあるので、事前に予約していただくとありがたいことを伝え、どういった内容で相談されたいのかを伺いました。その内容を踏まえ、子どもサポート委員と一緒に面接をしたいことを伝え、日程を調整しました。

当日、母親に連れられ、本人が来所しました。初めは、母子一緒にお話を聞きました。ただ、本人はとても緊張した様子だったため、よかったら別の部屋でお話しませんかと提案し、母子別にお話を聞きました。その後も緊張した様子はありましたが、少しずつ困っていることを話してくれました。それを聞いた相談・調査専門員は本人へ、定期的に話をしに来るのはどうですか？と伝えたとこ、本人もそれがいいと思うとのことだったので、本人の了解を取ったうえで母親へ伝えました。

その後の数か月間、母子で定期的に来談しました。時には、母子一緒にお話を聞くこともありましたが基本的には別々でお話を聞きました。本人は話したり、「せたホッと」にあるカードゲームや卓球で遊んだり、絵を描いたりしながら過ごしました。本人がゲームのルールに詳しいことが多く、相談・調査専門員は教えてもらいながら、時間を過ごしました。面接の中で、本人から話をするのはあまり多くありませんでしたが、回を重ねるごとに表情がよくなったり、質問の返答時間が短くなったり、長めに話をする回数が多くなったりしていきました。次第に、本人からも字を何度も書き直してしまうことが減ってきたこと、学校に行く大変さが減ってきている話が出てくるようになり、母親から見てもそういった行動が減ってきていると報告がありました。

本人が安心して学校で過ごせるようになってきたため、面接の頻度を少しずつ落としています。本人が大丈夫と思える時まで面接を継続していきます。

事例 学習・進路の悩み

勉強が思うように進まないことや特定の宿題に時間がかかるため困っているという相談です。はがきに記載された返事の希望が電話だったため、架電したところ母親が出て、はがきを出したことは知っているが、内容は知らないとのことでした。母親が本人に繋いでくれ、話すことができた事例です。

相談者	本人・母親
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき(自宅宛てに返信) 電話

相談及び調整の概要**【相談内容】**

自分は勉強が嫌い。漢字が苦手を書くのがなかなか覚えられない。だから宿題に時間がかかる。ペットと遊ぶ時間がないし、お世話もできないとたまに親に怒られる。どうしたらいいか。

【せたホツから】

はがき相談のお返事として、本人の希望が「電話で返事がほしい」ということだったので、架電すると母親がまず電話口に出ました。電話した経緯を伝え、「私の電話番号を聞かれたのではがきを出したことは知っているけれど、相談内容まではわからない。あいにく今本人は留守にしている。お父さんやお母さんじゃない人に相談してみたいと聞いている。是非本人に直接話をしてもらいたい。喜ぶと思います。また電話してもらえますか?」と話されました。母の対応に感謝を伝えながら、「せたホツ」は、本人の許可なく相談内容はお伝え出来ない守秘義務があることをお伝えしました。本人と直接お話しさせていただきますのでよろしく願いしますと伝え、本人の帰宅時間をうかがいました。その後、再度架電すると、今度は本人が直接電話に出てくれました。

まず、はがきで相談してくれたことへの感謝を伝えました。そして、漢字が苦手ななかなか覚えられないことへの大変さを聴き取りその気持ちに寄り添いながら、本人と一緒に漢字をどのようにしたら覚えやすいかを考えました。一度にたくさんの漢字を覚えるのは大変なので、例えば毎日5個から10個ずつ書いて覚えるのはどうか。お母さんに「この字は何て読みますか?」とヒントがもらえるクイズにしてみようのはどうか。漢字は声に出して読むと覚えやすいので、教科書を声に出して読むのはどうかなどを提案しました。またペットと遊んだり、お世話もできるがんばる力があるので、まずは少しでもいいので、漢字もがんばれそうかなと聴くと、「がんばってみる」と力強く答えてくれました。これからは頑張れる気持ちを応援するねと返し、「今日は、お電話でお話ができてうれしかったです。また困ったときは、お電話でお話しできそうですか?」と確認したところ、「できる」とのことでした。その後は、引き続き相談したいことがかわりながらも、母親の電話を使っただけの相談をしています。

事例 虐待

親にきつい言葉を言われたり、叩かれたりしているという本人からの相談です。はがきだけでなく、直接話を聞きたいことを提案したところ、学校にいる間であれば会えるとのことでした。学校で本人と面談を数回行っています。親に知られる恐怖が強かったため、不安を和らげながら、児童相談所とも連携し、対応を継続している事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき(学校経由で返信) 面接

相談及び調整の概要

【相談内容】

勉強ができないとお父さんが椅子を蹴飛ばしながら怒る。お母さんには頭を叩かれました。自分が悪いけど、でもちょっと怖いから、嫌だ。どうしたらいい？

【せたホッとから】

本人からはがき相談がありました。文章は短いですが虐待と思われる内容だったのでお返事には、怖い中で勇気を持って相談してくれたことに感謝を伝えました。そして「どんなことでも暴力はしていいことにはならないよ。だから、自分が悪いと思わないでほしい。いっしょにどうしたらいいかを考えたいので会いたいです」という内容の返事を作り、本人が再度連絡できるように返信用のはがきも入れました。「学校に返事がほしい」を希望していたため、学校あてに返事を送りました。その際に、管理職の先生には相談者の名前を伝え、今は相談内容を本人が学校へは内緒にしてほしいということでお伝えすることはできないが、緊急性がある場合はお知らせすることを伝えました。また手紙を渡す際には、周囲に気づかれないよう配慮頂きながら本人に直接渡していただけるようお願いをしました。

その後本人から「学校の中休みなら会ってもいいよ」と返事が来たので、学校に連絡を入れ本人と会いやすい部屋を考えました。

後日子どもサポート委員と相談・調査専門員が学校へ行き、学校の相談室で本人と面接しました。本人がどういったことで困っているのかを具体的に聞いたあと、「せたホッと」だけではなく、味方になれるところを増やすのはどうかと提案しました。本人が興味を示したため、児童相談所について説明したところ、「もっと安心が増えるなら、児童相談所の人にも会ってもいいよ」とのことでした。次回には児童相談所と本人と「せたホッと」の三者で面接しました。その後児童相談所と「せたホッと」で情報共有しながら、役割分担をしました。「せたホッと」は、本人の親に相談していることを知られる恐怖が強くなることから、はがきでのやり取りを最小限にし、しばらくの間週1回学校の中休みに相談・調査専門員が定期的に面接をすることとしました。また、もし急な心配があるときには、本人が学校の電話を使って「せたホッと」へ連絡がとれるように、先生方へご協力をお願いしました。週1回の短い時間ではありますが、定期的に会いに行くことで、本人の安心感が少しずつ増えているようです。また、勉強を少しがんばったら、「お父さんとお母さんの暴力が減ってきたよ」と話してくれました。「せたホッと」は本人が安心できる生活になるまで、面接を継続する予定です。

事例 対人関係の悩み

部活動の顧問の指導方針について部員内でどうしたらいいか悩んでいると最初に電話があり、その後クラスでのトラブルがきっかけで不登校になっているという相談です。本人が希望するタイミングで面接をし、自分の気持ちを整理していきました。高校卒業のタイミングで、関係機関へ引継ぎをした事例です。

相談者	本人
子どもの所属	高校
相談方法	電話 面接

相談及び調整の概要**【相談内容】**

部活動の顧問の先生の指導が厳しいと思っている。それで他の先生に相談をしたが、事態が悪化したのではないかと心配。クラスで決められたグループの人と合わず、学校に行きたくない。

【せたホッとから】

本人から「相談したいことがあって」と電話がありました。聞いてみると、所属している部活の顧問の先生の指導が厳しく、部活動の方針と違うのではないかと考えているとのことでした。本人はこれまで他の部員と一緒に別の先生へ相談をしたことがあるが、自分たちが想像していたよりもおおごとになってしまったように感じ、不安になって電話をしましたとのことでした。その後、「せたホッと」は他の先生とはいえ、相談するのは勇気が必要であったと思うことを伝え、厳しい指導とはどういったものなのかを聞いていきました。話をしていくと、これから部員の間で何を話したらいいのかという話題になったので、目標を部員で話してみたらどうかと提案したところ、話し合ってみようとのこと、その日の相談を終えました。

数か月後、本人から以前相談した部活の問題は解決したが、クラスで決められたグループのメンバーと合わず、トラブルになってしまって、学校に行きたくない悩んでいるとの電話がありました。お話を聞きながら、「せたホッと」で面接するのはどうかと提案すると、そうしたいとのこと、日程調整をしました。後日行った面接では、いろいろな話が続き、面接の終わりには、もしよかったらまた話したいと思ったときに連絡してほしいと伝えたところ、間隔は空きながらも本人から「話に行きたいのですが、いつかありますか?」といったメールが届きました。そのたびに、予定を確認して面接を続けました。

1年以上、断続的に面接が続いていきましたが、「せたホッと」の相談対象外にあたる高校卒業が近づいてきたため、今後について話し合いました。本人はこれからも継続して話をする機会を持ちたいとのことだったため、18歳以降も話せる機関を紹介しました。その際、初めての場所は緊張するとのことだったため、本人の希望の元、関係機関へ紹介した経緯を伝えました。後日、その機関へ相談しに行くことができましたという報告があり、「せたホッと」での対応を終了しました。

2 関係機関との連携

全体の件数について

「せたホッと」では、子どもの意見や考えを聴きながら、子どもの最善の利益を第一に考慮し、問題の解決を目指すために子どもに関わる関係機関と連携を行っています。令和5（2023）年度の関係機関との連携回数は603回¹でした。令和4（2022）年度より114回多く、過去最多となりました。新規相談件数は300件と令和3（2021）年度と同様の高い件数となっていますが、過去最多となった令和4（2022）年度の367件から67件減少しています。しかし、総活動回数は令和4（2022）年度より400回以上増加し3,211回と過去最多となっています。これは新型コロナウイルス感染症による行動制限が廃止され、学校行事や部活動などが平常通り行われてゆく中で人との関わりが増えたことと、子どもを取り巻く環境の多様化と複雑化にあると考えられます。

高い数値が続く「学校」と「教育委員会」との連携

相談内容の「いじめ」と「学校・教職員等の対応」の割合は合わせて約30%と例年と変わらず高い状態にあります。相談の中には、子ども同士の問題だけではなく、家庭や学校で相談ができずに悩みが深刻になっていることや、学校内の環境や保護者と教員との関係の問題など、子どもだけでは解決が難しい相談も含まれています。表出している問題だけではないこともあるため、丁寧に子どもの声を聴きながら、子どもの希望を受けて、解決を目指すために学校に出向いて関係調整や教育委員会と協働しています。そのため、新規件数は減少となっても「学校」「教育委員会」との連携回数は高い数値となっています。

相談者との信頼関係を第一に考えた対応で「児童相談所」との連携回数増加

世田谷区児童相談所との連携活動回数は、児童相談所が世田谷区の運営となった令和2年度以降最多となりました。子どもへの虐待が疑われた際には、速やかに世田谷区児童相談所へ通告や情報提供をしています。虐待問題は、子どもや家庭が根底に抱える課題が複雑であるため、子どもの「本当は」の気持ちはすぐに語られるものではなく、状況の把握に時間がかかります。虐待は子どもの心身へ深刻な影響を与えることを考慮し、子どもの安全の確認と「せたホッと」に相談してくれた子どもの気持ちを尊重しながら安心して相談できるという信頼関係を育むことを第一に考えています。「せたホッと」からの情報提供や協力依頼だけでなく、関係機関との間に入って学校や自宅近くでの訪問面接や電話・メールなど「せたホッと」だからできる対応もしています。世田谷区児童相談所や子ども家庭支援センター²などと細やかな情報共有を行いながら、支援者間の役割調整や支援方針の決定などのために支援者間で会議を行うこともあり、連携回数が増加しました。

「支援のはざま」をつなぐ連携

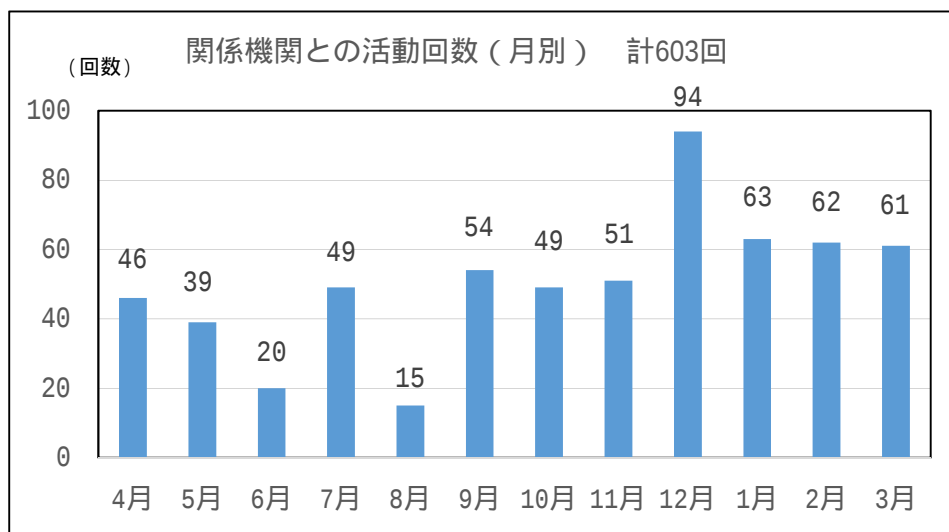
「せたホッと」が活動を始めてから10年が過ぎましたが、小学生の時に初めて相談をしてから中学生、高校生と長期に渡って年齢とともに変わっていく悩みを相談している子どもや保護者の方もいます。「せたホッと」以外の支援窓口が専門領域である相談もあり、適切な支援が受けられる関係機関と連携してきました。たとえば、思春期の体の不調であれば世田谷区の保健福祉センターとの連携などです。また、相談対象である世田谷区に在住・在学・在勤の18歳未満（18歳又は19歳でも高等学校などに在学している場合も含む）ではなくなった場合でも支援のはざまを作らないように、「メルクマールせたがや」など求める支援に合う関係機関につなぐこともあります。

今後の課題

相談活動状況や事例にある通り、「せたホッと」では幅広い相談を受けています。他機関と連携した際には、各機関の役割に基づいて真摯に向き合い対応をしてくれていますが、より速やかに相談者が必要なときに適切な支援につながるように、相互の役割理解が必要と感じています。子どもを対象とした行政、学校、関係機関にとどまらず、地域のみなさんとともに子どもにとって一番よいことは何かをともに考えていくために、「子どもの権利」についての教育や広報・普及活動を充実させていくことが課題と考えています。

関係機関との連携活動回数（やり取りを行った回数）

関係機関	活動回数
学校（私立・国立学校を含む）	287
世田谷区児童相談所	118
世田谷区教育委員会	86
区役所関連窓口	43
子ども家庭支援センター ²	36
児童館 ³	18
メルクマールせたがや ⁴	6
少年センター ⁵	4
その他	5
総計	603 回



¹ 初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは、603 回の中に含まれません。

² 「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18 歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されている。

³ 「児童館」とは、あそびを通して、子どもたちを健康で心ゆたかに育てていくための施設。0 歳からだれでも自由に利用することができる。世田谷区には25 館あり、そのうちの5 館は「中高生支援館（プレスポ）」として、特に中高生世代の活動に力を入れている。

⁴ 「メルクマールせたがや」とは、ひきこもりなどの様々な理由から生きづらさを抱えた若者を支援するために開設された世田谷区の相談窓口。面談や活動ルームでプログラム、セミナーなどを実施している。対象は中高生世代から39 歳までの方と家族。三軒茶屋にあり、同じ建物内にある「ぶらっとホーム世田谷」とは世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」として、「せたがや若者サポートステーション」とは世田谷若者支援センターとして、機関同士連携しながら対応している。

⁵ 「少年センター」とは、警察や市区町村によって運営されている子どもの非行問題などの悩みやいじめや犯罪などの被害にあり、精神的にショックを受けている少年のための相談窓口。地域の活動内容に応じた名称で呼ばれている。東京都では警視庁が運営しており、「少年センター」として都内8 か所に設置されている。対象は20 歳未満の方とその家族。

3 制度改善に結びついた事例

制度改善に結びついた事例

代表子どもサポート委員 平尾 潔

端緒

相談者(以下「本児」といいます。)は、世田谷区在住の知的障害のある子どもです。中学卒業後、他区の児童発達支援事業所に通所しており、障害児通所支援制度を利用し、区から費用の一部について助成を受けていました。

本児の保護者から以下のような相談が「せたホッと」に連絡がありました。

「これまで、世田谷区の担当部署に確認し、18歳になる年度末までは支援制度は利用できると言われていたが、今回、急に18歳の誕生日までしか助成はしないと言われた。他区では特例予算をつけていると聞いていたので、世田谷区に対しても前年度から相談していたが、18歳になってから「できない」と言われ戸惑いを感じている。収入も限られているため、急に費用を用意することもできないため、費用の助成なしで通所を続けるのは難しい。また、本児は今の環境に慣れており、教科の勉強もしているので、年度途中で退所してしまうのは避けたい。年度末まで支援を受けられるようにできないか」

制度のあらましと本件の経緯

児童発達支援サービスとは

児童福祉法に基づく通所支援サービスで、利用料の助成などを受けることができます。ただし、法律の規定で、児童発達支援では18歳(正確には18歳に達する日の前日)までしか助成を受けることができません。この制度は、本児のように高校に進学しない子どもも利用できますが、その数は多くありません。

これに対し、類似の制度である、放課後等デイサービスは、高校3年生の3月末まで、または特別な事情があれば20歳まで利用料助成を伴う利用が可能となっています。

今回は、担当部署が、とを混同して本児の保護者に伝えていたことから、本児の保護者は年度末まで利用できると思っていました。実際に、制度利用に際して発行される受給者証の日付も、18歳の前日までではなく、それを超える日まで有効と記載されていました。本児が18歳になってまもなく、担当部署に保護者があらためて問い合わせをしたところ、18歳までしか利用できないとの回答があったため、「せたホッと」に相談がありました。

問題の所在

このケースは、18歳で突然支援が打ち切られるという法制度上の問題に起因するものです。他の自治体では、このような問題を回避するため、18歳で区切らず、年度末まで支援制度を利用できる手当をしているところもあります。しかし、本児のように、18歳以降もこの制度を利用している子どもは少なく、実際に、世田谷区にはそのような前例がありませんでした。このた

め、このような制度の不備に直面する機会がありませんでした。

「せたホッと」の対応

相談者と面談

まず、最初に連絡を受けてからすぐに本児と母に面談し、詳細の聴き取りを行い、「せたホッと」が担当部署に訪問することを決めました。

担当部署と面談

担当部署との面談では、間違った情報を利用者に与えていたことを認め、制度改善の必要があるとのことでした。しかし、世田谷区として新たな助成制度の仕組みを作ることは簡単ではなく、時間もかかるという懸念も示されました。

本児の通う事業所代表と保護者と面談

本児の通う事業所を訪問したところ、代表より「役所が謝罪して終わりにできる話ではない。こういった制度の狭間のケースは他区でもあり、他区では要綱を作成する等で手当てをしている。世田谷区もそのような対処をするべきだ」と強い要望が出されました。

これらを踏まえ、「せたホッと」は、あらためて担当部署に制度改善の必要性を訴えました。

担当部署も制度上の問題点改善の必要性を認めていましたので、「せたホッと」からの訴えにすぐに呼応し、以下のような方針を示しました。

- ・18歳に達する日以降も当該年度末まで安心して通所できるよう、要綱の制定について検討している。
- ・給付されない期間については残予算で対応する予定である。
- ・本件は区長、副区長にも報告済みで、早急に対応する方向性が示されている。

その後、年内に要綱が設置され（世田谷区障害者通所利用者負担額助成金交付要綱（令和5年12月28日決定 令和5年4月1日より遡及適用）、18歳以降も年度末まで支援を受けることができるようになりました。また、本児について、制度ができる前の期間についても支援を受けることができました。

総括

制度上の問題点をいち早く相談者や関係機関と共有できたことが、迅速な改善に結びつきました。「せたホッと」としては、本児とその保護者や、事業所代表などよくコミュニケーションをとり、問題が当事者にとっていかに深刻なものを把握することができたため、区に対して的確に問題点を伝えることができました。



広報・啓発活動

- 1 広報・啓発
- 2 視察受入れ
- 3 関係機関との意見交換
- 4 子ども・子育て会議権利部会への出席
- 5 関係機関からのヒアリング聴取
- 6 海外の関係機関との意見交換

広報・啓発活動

1 広報・啓発

「せたホッと」を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、広報・啓発活動に取り組んでいます。

項 目	実施時期	対象等	備 考
配布・掲示			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、関係機関等	
リーフレット	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約 5,000 枚 配布
広報用カード	6月 9月		約 136,000 枚 配布
相談はがき	6月(中学生) 9月(小学生)	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、病院等の関係機関	約 73,000 枚 配布
活動報告書	7月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、その他関係機関	約 1,400 部 配布
機関紙「せたホッとレター」第 18 号	9月	区内の公立、国立、私立の全小学校、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 区内学校は全児童を対象に配布	約 55,000 部 配布
機関紙「せたホッとレター」第 19 号	2月	区内の公立、国立、私立の全中学校・高校等、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 区内学校は全生徒を対象に配布	約 55,000 部 配布
メモ帳、クリアファイル 消しゴム、定規、のり ボールペン、キーホルダー、五角形消しゴム	随時	イベント参加者、視察等来訪者等	
イベント参加			
せたがやふるさと 区民まつり	8月	小・中学生、区民等	ゲーム参加者にのり と消しゴム配布
関係機関との連携			
児童館事業参加 (池尻)	10月	児童館のイベントに来場した 児童、生徒、保護者	ゲーム参加者に文 具等啓発物配布
児童館事業参加 (深沢)	1月	児童館のイベントに来場した 児童、生徒、保護者	ゲーム参加者に文 具等啓発物配布

項 目	実施時期	内 容	備考
その他の活動			
擁護委員会議	月4回程度	広報・啓発活動の方針及び内容の検討	45回
いじめ予防授業	4・6・7・11・ 12・1月	小学生等を対象に子どもサポート委員、相談・調査専門員による授業を実施	5校
学校教員向け研修	7月	採用11年目中堅教諭を対象に(必修)、サポート委員が子どもの権利について講義	1回
母子生活支援施設ガイドライン実践に向けた研修	9月	区内母子生活支援施設職員、各総合支所子ども家庭支援課職員を対象に、サポート委員が実施	1回
児童館キャリア研修	12月	区立児童館長、副係長を対象に、サポート委員が実施	1回
民生委員児童委員向け研修	3月	民生委員児童委員児童福祉部会委員を対象に、相談・調査専門員が子どもの権利や「せたホッと」に寄せられる相談事例について講義	1回
ホームページ	随時	「せたホッと」の最新情報、活動等を随時更新	
活動報告動画配信	9月	令和4年度の活動報告を動画により配信	

「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

2 視察受入れ

視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日 程	視察団体等
5月11日	社会福祉法人グッドネーバーズ Korea
5月12日	不登校生徒の保護者懇談会(世田谷区内団体)
6月28日	世田谷区議会議員
6月30日	東京都子供政策連携室
7月3日	日野市子ども家庭支援センター
7月14日	早稲田大学大学院文学研究科院生
8月8日	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科学生
8月17日	尼崎市議会議員
9月14日	ボイスチルドレン沖縄
10月6日	熊本市こども局こどもの権利サポートセンター開設準備室
10月31日	武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課
12月25日	長岡市議会議員

3 関係機関との意見交換

世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、積極的に意見交換しました。

日 程	会議名等	担当
7月20日、1月24日	いじめ防止等対策連絡会	委員
8月30日	要保護児童支援協議会(全区)	委員
9月～12月	要保護児童支援協議会(5地域)	専門員

4 子ども・子育て会議権利部会への出席

令和7年度の「世田谷区子ども条例」改正に関することを議論するため、世田谷区子ども・子育て会議の部会として、子どもの権利部会が設置された。この部会に区の機関として参加した。

日 程	会議名等	担当
令和5年9月22日	第1回子どもの権利部会	委員
10月18日	第2回子どもの権利部会	委員
11月6日	第3回子どもの権利部会	委員
令和6年1月11日	第5回子どもの権利部会	委員
1月31日	第6回子どもの権利部会	委員
2月29日	第7回子どもの権利部会	委員

5 関係機関からのヒアリング聴取

こども家庭庁実施のヒアリング「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」を受け、子どもの人権擁護機関の取り組みについて話した。

日 程	内容	担当
12月18日	相談事業、学校における出前授業の実施、区内の全学校に対する広報活動などについて	委員

6 海外の関係機関との意見交換

日 程	内容	担当
12月22日	台湾グッドネイバー協会主催の「国際子どもの権利オンブズパーソンフォーラム」にWEB会議で出席し、同協会、台湾国家人権委員会監察委員、韓国グッドネーバーズ協会等の方々と意見交換した。	委員

せたホッと はがき相談

セトホツと
世田谷区子どもの発達支援センター

セトホツと

そうなん
はがき相談

ひとりではがんばらなくて
いいんだよ
あなたからはがき、待ってるね！
そのほかに
電話、メール、手紙、FAX、
会っても相談できるよ。
ひまはまるまるから安心してね

マスコットキャラクター
なちゅ

電話

フリーダイヤル ホツとにきゅうさい
0120-810-293

(世田谷区) 24時間受付 24時間
※携帯電話・公衆電話からも無料で行けます。

FAX

03-3439-6777

メール

子ども相談メール専用
入力フォーム
<https://www.city.setagaya.jp/mobile/ inquiry/mailform999999141/>

会って
手紙

〒156-0051 世田谷区宮城 3-15-15
子ども・子育て総合センター3階
セトとホツと子どもサポート あて

相談
時間

月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時

(休館) 日曜・祝日・年末年始をのぞく

郵便はがき

1 5 6 - 8 7 9 0

(受取人)
世田谷区宮坂3-15-15
子ども・子育て総合センター3階

せたがやホッと子どもサポート あて

せたホッと はがき相談の出し方

1 きょうばん 相談したいことを書く 

2 ひたひた 左面のシールをはがす 

3 書いたところがかくれるように
はりあわせる 
のりは
つかわ
ないでね

4 「キリトリ」の
点線を切り取る 

5 ポストに
出す 
おの
れ
の
切手
を
は
ら
な
い
で
だ
せ
る
よ

 困っていることを
すくにかいけつしたいとき、
返事が早くほしいとき、
はがきを出してから2週間まっても
返事がこなかったとき、
そんなときは電話してね!



い^いや^やだ^だつ^つた^たこ^こと^とや^や困^くつ^つて^てい^いる^るこ^こと^と、「せ^せた^たほ^ほつ^つと^と」と
一^{いっ}緒^{しょ}にか^かい^いけ^けつ^つし^した^たい^いこ^こと^とを^を書^かけ^けて^てね。
返^へ事^じが^が早^{はや}く^くほ^ほしい^いと^とき^きは、電^{でん}話^わで^で相^あ談^{だん}し^して^てね。

「せ^せた^たほ^ほつ^つと^と」から^{から}返^へ事^じが^がほ^ほしい^い人^{ひと}は^はな^なま^まえ^えや^や達^{たつ}途^と絶^{ぜつ}先^{せん}
を^をわ^わす^すれ^れず^ずに^に書^かけ^けて^てね。

「せ^せた^たほ^ほつ^つと^と」から^{から}の^の返^へ事^じは^は？〈○をつ^つけ^けて^てね〉

手^て紙^しが^がほ^ほしい
住^すん^んで^でい^いる^るこ^ころ^ろに
電^{でん}話^わが^がほ^ほしい
返^へ事^じは^はい^いら^らな^ない
学^{がく}校^{こう}

み ^み よう ^{よう} じ	な ^な ま ^ま え
学 ^{がく} 校 ^{こう} の ^の 名 ^な を ^を 書 ^か け ^け て ^て ね	何 ^{なん} 年 ^{ねん} に ^に 入 ^い 学 ^{がく} し ^し た ^た か ^か を ^を 書 ^か け ^け て ^て ね
住 ^す ん ^ん で ^で い ^い る ^る こ ^こ ろ ^ろ を ^を 書 ^か け ^け て ^て ね	
電 ^{でん} 話 ^わ の ^の 番 ^{ばん} 号 ^{ごう} を ^を 書 ^か け ^け て ^て ね	

せたホッと?? とは? 

せたがやホッと子どもサポート
困っている子どもをほっこり子どもの権利をまもる相談機関です。

こんなときは相談してね

学校で	家庭で	その他にも
・お母はすずれやいじめ ・友だちとケンカした ・先生のこと	・家でつらいこと、いじめ ・友達のこと ・家族のこと	・自分のこと ・話し相手 ・アルバイトのこと

なんでも相談してね!

「せたホッと」にできること

一緒に考える

あなたの意見や意見をきってください。
いろいろな考え方を一緒に考えよう。

調べ、協力してもらう

まわりのおとなや友だちから話をきいたり、協力をお願いすることができるよう。

相談、意見表明

もっとよくしていくために、関係する機関などに改善要望や意見表明をすることもできるよ。

もう大丈夫。安心できたよ。

困ったまま相談してね。安心できるまで見守るよ。

機関紙せたホッとレター 18号(令和5(2023)年9月発行)

相談を受けてからの流れ

子どもには生まれる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことだけでなく大丈夫です) **秘密は必ず守ります。** ※相談にお金はかかりません

例えば、こんなとき…

- 学校で…
 - 仲間はずれやいじめ
 - 先生のことや友達のこと
- 家庭で…
 - 家でのつらいこと・いやなこと
 - 家族に話せないこと
- 習い事、バイト先で…
 - 仕事(バイト)先でのこと
 - 先輩や上司のこと

つらい、悲しい気持ちになったら…

相談する

電話・メール・手紙・FAX、選んで子どもの権利に関しておとなも相談できます。

せたホッとへの対応

- 一緒に考える**
あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。
- 調べる、協力依頼**
解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。
- 要請・意見表明**
関係する機関などに改善要請や意見表明をすることもできます。

もう大丈夫。安心できたよ。

困ったことが出でたらまた相談してください。相談が終わっても、必要があれば長期的支援をします。

せたホッと

相談時間 月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時(日曜、祝、休日・年末年始を除く)

相談電話 **0120-810-293** FAX **03-3439-6777**
※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

せたホッとホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujikodomo/009/003/003/000126931.html>

〒156-0051 世田谷区東横3-15-15
世田谷区子ども子育て総合センター3階

〒156-0051 世田谷区東横3-15-15
世田谷区子ども子育て総合センター3階

発行元：世田谷区子ども人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)
☎ 3439-8415(事務用) ☎ 3439-6777

ひらえもんインタビュー

平尾委員がいま気になる人やみんなに知ってもらいたい人をインタビューで紹介するコーナーです。今回は、太田委員と安部委員にインタビューをしました。

テーマ：小学生の時の思い出

好きな読書やきらいだった読書はなんですか？

ぼくは、国語が好きでした。本を読むのが好きで、特に「**ドラえもん**」が好きでした。暗記するほど読んでいたら、こんな体にな、にがてな読書は、**国語**で、授業でできなかった課題を「家でやります」と言って、実はすべてしました…、学校の先生ごめんなさい。

平尾 委員

好きな読書は国語でした。字を書くのが好きでした。きらいな読書は国語でした。今でも文章問題が苦手です…

太田 委員

小学生の時は病室で一年の半くらいは学校に行けない時があったので、出られる読書はなんでも好きでした。ただ、体育はいつも見学だったので苦手でした。

安部 委員

小学生の時の夢はなんでしたか？

ぼくは、昔から中日ドラゴンズのファンだったので、小学生の時は**ドラゴンズのエース**になるんだと、がんばっていました。

平尾 委員

私は通訳者になりたいと思っていました。外国の人の話を日本語にしてわかりやすく教えてくれるのがすごいなって思ったからです。

太田 委員

研究者になることでした。地面をはるることが好きだったので、考古学者か古生物学者になりたいと思っていました。

安部 委員

世田谷の子どもをまもる「せたがやホッと子どもサポート」広報紙 発行：2023年9月

せたホッとレター

第18号

あたらしい新しい子どもサポート委員が「せたホッと」にきました!!

4月より、「せたホッと」子どもサポート委員は、月田みづえ委員と半田勝久委員から、2人の新しい委員に代わりました。

おた 由加里 委員

お仕事：大学の先生(子どもの福祉)

好きなこと：空を見上げること

好きな花：おし花

あべ 芳絵 委員

お仕事：大学の研究者(子どもの権利)

好きだったあそび：地面をはる

好きな食べ物：お豆腐

(太田委員と安部委員のにおおは、ゆりちゃんがかいてくれました。)

平尾 委員(通称：ひらえもん)は、今年度も「せたホッと」にいるよ。新しい子どもサポート委員やひらえもんは会いに、「せたホッと」に遊びに来てね。

はらがへったぞ

平尾 委員

なやんだときやこまったときはどうしていましたか？

私は、ひとりで布団の中で泣いていることが多かったの、で「せたホッと」のような相談できるところがあったらなって思っていました。

私も一人で考えることが多かった。お父さんの仕事の関係で転校ばかりしていたので、友達とすぐにはできなかったから。

私も一人でがんばるか、あとはおじいちゃんかおばあちゃんに話を聞いてもらっていました。だれかに話を聞いてもらうというのは、すごくうれしかったので、「せたホッと」のようなところで、ただ話を聞いてもらうというのいいなって思っています。

最後に、3人の委員たちからのメッセージです。

いつも読んでくれてありがとう。これからも面白い話をたくさん書こうから、みんな読んでね。

平尾 委員

このレターを読んでくれてありがとう！何かこまったことがあったら、私たちに会いに来てくださいな!

太田 委員

うまく言葉にならないときも一緒に考えていきましょう!

安部 委員

◀「せたホッと」からのおしらせ▶

令和3年度からはじまった「はがき相談」ですが、令和3年度は74通、令和4年度は102通のはがきが届きました。みんな、相談してくれてありがとう。

「せたホッと」では、友だちのこと、先生のこと、家族のこと、児童館や新BOPのことなど、いろいろな相談ができます。

お家の人や先生にはないよにしたいことも、ぜひ相談してください。

ひみつはまもります。ひとりでがんばらなくて大丈夫。いつでも相談まっています。

機関紙せたホッとレター 19号(令和6(2024)年2月発行)

世田谷の子どもの権利をまもる「せたがやホッと子どもサポート」広報紙 ■発行：2024年2月

せたホッとレター 第19号 (中高生世代向け)

電話やメールで相談 会って話してみたいな せたホッとで相談 電話で相談 せたホッとが家の近くの施設の部屋を予約 会って話す

学校と家のことで悩んでいる クラスメイトから心無い言葉を言われる 先生に動揺いれられる 親からの指示に従わないで叩かれる なんだかもやがっている どうすればいいかわからない 数回面談をして、どうするのかがいのか話し合う 学校にせたホッとが行って面談 児童相談所へ一緒に行き、面談

学校など、あなたに関係のある機関へ話をしにくくてもできます。もちろん、あなたの希望がない時は勝手にしないので、安心してください。

「せたホッと」を分解してみた(次のページに続く…)

「先生が怖い」 「学校のことで悩んでいる」 「友達と関係がうまくいかない」 「どうして道徳が嫌いなのかな」

どんな相談があるの？ 誰が相談を受けているの？ 子どものサポート委員 3人の委員がいます 相談・調査専門員 最初に電話やメールのやり取りをしています

あなたの気持ちや意見を聴くことを大事にしながら、あなたにとって一番いいことは何かを一緒に考えます。

相談を受けてからの流れ

子どもにはもたらされる権利、大切にされる権利があります。あとでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで解決できなかったこと「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことだけでなく大丈夫です)

秘密は必ず守ります。※相談にお金はかかりません

例えば、こんなとき…

- 学校で… 中絶はすれやいじめ 先生のことや友達のこと
- 家で… 家族のことや友達のこと
- 習い事、バイト先で… 仕事(バイト)先のこと 先輩や上司のこと

つらい、悲しい気持ちになったら… 相談する 子どもの権利侵害についておとも相談できます。

せたホッとへの対応

- 一緒に考える あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、二つの方法で一緒に考えます。
- 調べる、協力依頼 解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。
- 要請・意見表明 関係する機関などに改善要請や意見表明をすることもできます。

もう大丈夫。安心できたよ。 困ったことが出てきたらまた相談してください。相談が終わっても、必要があれば長期的支援をします。

せたホッと

相談時間 月～金：午後1時～午後8時 土：午前10時～午後6時(日曜、祝、休、年末年始を除く)

相談電話 フリーダイヤル 0120-810-293 FAX 03-3439-6777

せたホッとホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuri/kodomo/009/003/003/000126031.html>

せたホッととホームページ

〒156-0051 世田谷区富坂3-15-15 世田谷区子ども・子育て総合センター3階

発行元：世田谷区子どもの権利擁護機関(せたがやホッと子どもサポート) ☎ 3439-8415 (事務局) ☎ 3439-6777

13歳～15歳(中学生世代)編

中学生世代の相談は「心身の悩み」と「対人関係の悩み」が最も多く、次に「家庭・家族の悩み」が多かったです。「心身の悩み」では、悩み事が解決せず、身体症状が出ていたり不安が大きくなったりするものがありました。また、「対人関係の悩み」では、同級生や先輩後輩、恋人とのように接するのがよいのかというものがやいり・からかいで困っているというものがありました。

保護者の相談から、中学生本人とつながった相談

ある日、中学生のAさんの保護者から電話で、子どもがクラスメイトから「死ぬ」や「消える」といった暴言を言われたり、暴力を受けたりしている。学校以外にも相談しようと思うがどうしたらいいかと相談がありました。これ聞いた相談・調査専門員は、Aさんが受けた恐怖や悲しみに触れつつ、可能であればAさんからも話を伺いたいと伝えました。後日、Aさんは保護者と一緒に来所し、話をしてくれました。そこでAさんは学校で何か言われるかもしれないという恐怖など学校に行くつらさを話しました。せたホッとからは、今は休み期間なのかもしれないこと、安心した学校になるためにせたホッとが学校に話し合いをしに行くのはどうかと伝えました。Aさんも保護者も了承したので、後日せたホッとと、校長先生や副校長先生、担任の先生方と話し合いをしました。話し合いを重ねる中でAさんの気持ちを伝え、安心して学校生活を送れるような体制を少しずつ作っていくなどの調整活動が続いています。

続「せたがやホッと子どもサポート(略称、せたホッと)」を分解してみた

今回は中学生世代に相談を寄せられたものを特集します。統計のデータは令和4年度のものを使用し、事例は過去5年以内の活動報告書の中から皆さん向けにアレンジしました。これらを通して、せたホッとのことを知ってもらい、相談する際のハードルが少しでも下がることが願っています。

【何年生が多いの？】

昨年度は約8割が中学生、約2割が高校生で、中学1年生と2年生の相談が多かったです。心や身体など個人の変化も、対人関係や空間など環境の変化も大きい時期だと思います。困った、どうしようと思った時には、せたホッとへ相談してみませんか？

【どんな方法で相談しているの？】

昨年度は「電話」と「メール」が同数多かったです。直接話したほうがすっきりする人、文章で時間を自由に使いながら相談するのがある人、それぞれだと思います。もちろん、組み合わせでも大丈夫。みなさんが相談しやすい方法でお話できたらうれしいです。

【初回にかかる時間はどのくらい？】

初回相談の半数以上が30分未満でした。一方で、1時間以上かけてお話しする方もいます。せたホッとでは1回の相談時間を設けていません。みなさんに合わせてお話を聴いているので、安心してくださいね。

【いつ相談しているの？】

初回の相談が多い時間帯は、「15時台」と「18時台」でした。この時間帯が多くなるのは、授業や部活動が終了する時間にあたるからではないかと考えられます。せたホッとは平日は午後1時～午後8時、土曜日は午前10時～午後6時の間で相談できます。いつでも相談してください。

16歳～18歳(高校生世代)編

高校生本人からの相談

高校生のBさんは、「自信がなくて、自分の意見を言うのが苦手で、周りの人の空気を読んで考えているばかりの自分が嫌い」という内容のメールを「ホッとにきゅさいメール」に送りました。

このメールを受け取ったせたホッとでは、まず「今までつらかったよね。話してくれてありがとう」とBさんの気持ちに寄り添い、「これ以上独りでつらい思いを抱え込まないように一緒に考えよう」と書いたメールを送りました。

その後は、Bさんが相談したいと思った時にメールと電話でお話を続けました。そうしていくと、Bさんは少しずつ考え方が変わってきたと話すようになりました。安心して話せる関係の中で、違った見方を聞いて考えたり、自分の中で整理して話したりすることで変化があったようです。そのため、身近にいる話しやすい先生にも相談してみようことを提案すると、担任の先生とお話しできるようになったと報告があったので、せたホッとにもいつでも相談してほしいと伝えて、見守りを続けました。

高校生世代からの相談は「対人関係の悩み」が最も多く、次に「心身の悩み」が多かったです。中学生世代と比べ、相談の種類が少ないことも特徴です。「対人関係の悩み」では、同級生とトラブルがあり、自分どうにかしたいと思っているがどうしたらいいかというものがありました。また、「虐待」は身体的なものよりも精神的なものが多く、「心身の悩み」では自分の性格についてどのように向き合っていくのかが多いものがありました。



このレターを手にとってくれてありがとう。私は中高生と、将来、自分はどうなるのかと不安で、誰かに話を聞いてもらいたいひと、楽しいことや心配なことなどなんでもどうぞ。お待ちしております。



高校の時、ある女の子が好きになりました。でも、その子にはすでに彼氏がいて、その彼氏ともめて、話し合うことに。殴り合いのけんかとかにはならず、生きるってなかなかやこしいな、としみじみ話しました。



高校生の頃、家出したいって思っていました。ある日、きっかけは忘れてしまいましたが、親から「出て行け！」と言われ家を出たところ、車で追いかけられ「なんで出て行くんだ！」と怒鳴られました。理不尽。





メッセージ、 相談者からの声

- 1 子どもサポート委員 太田 由加里
- 2 相談・調査専門員 渡邊 峻平
前相談・調査専門員 田中 眞由美
- 3 相談者からの声

メッセージ、相談者からの声

1 子どもサポート委員

子どもたちの相談から見えてくること

- 「せたホッと」の活動を制度の改善につなげるには -

子どもサポート委員 太田 由加里

子どもたちの相談のきっかけは？

これまでの過去のデータからわかるように、「せたホッと」で最も多かった相談内容は「対人関係の悩み」であり、その次に「いじめ」や「学校・教職員等の対応」が続いています。この結果から、子ども自身の個人的な悩みの相談が多いように見えるのですが、初回、2回目、3回目と子どもたちの声を聴いていくと、それらの相談のきっかけは、学校でのできごとが始まりになっていることが多いです。学校でのできごとで、先生から思ってもいない言葉をかけられたとか、その言葉でショックを受けたとか、先生たちは自分の言動を誤解していると思う、自分の話を聴いてもらえないなど「学校・教職員等の対応」により、学校に行く意欲が低下する、あるいは学校で過ごすことが怖い、嫌だなどの理由で「登校しぶり」や「不登校」などに繋がる傾向があります。

また授業中に、自分が注意を受けていなくても、友だちが厳しく注意されている場面を見るとつらい、先生の大きな声が怖い、先生がイライラしているのがわかるなど、先生、つまり大人の表情や感情をダイレクトに受けとめて、子どもたちが精神的につらくなり、相談に繋がることが見えてきました。

先生たちは？

一方で、先生たちはどうでしょうか。「せたホッと」の活動で、学校を訪問することもあります。先生方は、よく子どもたちを見て、接してくださっています。その業務の多さのなかで、子どもたちと関わり、授業をする日々の大変さには尊敬の一言です。

「せたホッと」に寄せられた子どもの声を伝えに学校に行くと、管理職の先生方は、担任の先生が子どもたち一人ひとりに丁寧に関わるのは限界があると理解されています。子どもたちも先生が忙しいなかでも懸命にやってくださっていることはわかっています。

しかし学校生活において、子どもたちは「先生がイライラしていそう、出席簿を机に強くどんと置いた、他のクラスの子どものことを例にあげて皆に注意する」など、大人の理不尽な態度を感じて、学校に行きたくなくなることもあります。「子どもの意見表明権」が重視され、子どもたちは自由に意見を言えそうですが、実際は、なかなか自分の気持ちを表現できないこともあります。

「せたホッと」のこれからの課題

「せたホッと」はなんとかして、今の学校の人材不足や先生方の業務過多を改善できないだろうかと考えます。学校をお訪ねして、子どもたちのことを共に考えるなかで、管理職の先生方もとても困っておられる様子が伺えます。そこで、では一緒に行政に働きかけて、人材の充足に向けて動きましょと声をかけても、「いや、十分にそれはやっているから。行政も大変なのはわかっているから」と行政の体制や財政を鑑みて、実際の動きまでにいたりません。

子どもたちが辛い思いをしていると同様に、先生方も日々の忙しさから「子どもの声」をゆっくりと聴くことができない状況に追い込まれています。先生たちこそ、厳しい労働を強いられています。

管理職の先生方も、子どもたちに関わる教員が不足していると気づいて希望を伝えているのですが、それが改善されないまま、その影響や被害を受けるのは子どもたちということになります。「せたホッと」の事例から見ると、先生方とのささいなことでのすれ違いや誤解が尾を引き、子どもたちが学校生活に対して意欲を失っていく過程が見受けられるのです。

世田谷区では、学校で子どもたちに関わる様々な職種の方々がおられますが、各職種の人員不足、応募者の高齢化なども見受けられます。子どもに関わる人々を育てていくしくみが形成されていないことも伺えます。子どもも保護者も学校も、現在の状況を変えたいと願っているのに、そしてそのように働きかけてはいるのに、改善の方向に向かない状況をどうすれば良いのか、改善策を日々考える「せたホッと」でもあります。教育現場における人材不足などの改善が見られれば、子どもたちの学校生活における困りごとや「せたホッと」への相談もかなり減るのではないかと推測されます。「せたホッと」で把握している現状を世田谷区の制度改善につなげるにはどうしたら良いか、それも「せたホッと」のこれからの課題です。

2 相談・調査専門員

いまの子どもの悩みについて考える

相談・調査専門員 渡邊 峻平

「せたホッと」では、令和3年度からはがき相談を実施しています。約3年間の実施ですが、計260通のはがきが新規の相談として来ています。同じ子が何回もはがきを送ってくれるので、実際にはもっと多くのはがきが「せたホッと」には届いています。それだけ、思いを伝えたいという気持ちがあるということがありがたく感じます。

はがき相談の中には、「返事はもらえない」を選択していたり、住所や学校名を書けなかったりする子もいます。メール相談でも一定数そういった子どもがいます。相談したいことがありながら、どうして「返事はもらえない」になるのだろうと考えました。そこには、いまの子どもの特有の悩みがあるからと思ったからです。

子どもの相談の場として、チャイルドラインがあります。チャイルドラインでは「つぶやく」という、チャイルドラインからの返信はなく、ただ「子どもが気持ちを書き込む場」があります。「2022 チャイルドライン年次報告」¹では、2021年度に18,400件の書き込みがあったと報告しています。その中では、「返信がないからこそ、相手の反応をきることなく気持ちを出せている子どもも多いのかもしれない」という考察がありました。「せたホッと」のはがき相談の「返事はもらえない」も「相手の反応をきることなく自分の気持ちを吐き出したい」という心理によるものなのかもしれません。

ここで気になったのが、「相手の反応」という部分です。世間では、価値観の多様化が多く認められています。一方で、他人の反応を気にする子どもが増えているように感じます。情報化社会の発展によって自分の発言はすぐに広まってしまいます。面白ければ良いという価値判断で、写真や動画を撮ったり、拡散したりすることもあります。自分の意図しない方向で、自分が知らないところで自分の情報が広まっているおそれと常に戦わなければならない世の中なのかなと感じます。

相談のなかでも、「人の顔をうかがってばかり」という子や、「高校ではこういうキャラで行こうと思う」と話す子もいました。他人の顔をうかがい、自分の気持ちをおさえこみ、みんなに好かれるキャラになる、自分らしさを見つけていかなければならない年代において、このことは相当の苦しみになります。自分の気持ちを出したいという思いは誰しもが持っているものだと思います。自分の気持ちを思い切り出せないからこそ、「せたホッと」のはがき相談に「返事はもらえない」を選択したり、チャイルドラインにつぶやいたりしているのではないのでしょうか。

本来であれば、学校の友達の間では気持ちを抑えていても、家族や先生に気持ちを出せていれば、このような苦しみは出てこないのかもしれませんが、しかし、子どもからは、「先生は忙しそう」、「親は気分が良いときじゃないと話しづらい」という声も聞かれます。「せたホッと」では、学校の授業を見に行くこともあるのですが、最近の授業で多いと感じるのが「それぞれの意見を聞いてみよう」というものです。これも価値観の多様化が広まったことによる自由意見を出させていく傾向なのだと感じます。一方で、自分の意見を否定される経験も増えているのではと感じました。それこそ、先生は意見を認めてくれていても、少し周りから外れた意見を言ったとき、クラスメイトから突っ込みが入ったり、クスクス笑われたりといった反応があると、どうしても「変なことを言ったのかな」「自分はだめなのかな」という思いが出てきてしまうのではないのでしょうか。

また、子どもの意見に対して、「すごく良いと思う。でももうちょっとこうしたらいいんじゃない」と言ってしまうこともあるのではないのでしょうか。よくよく考えると、意見が認められているのか、改めたほうがいいのか混乱してしまいます。自由な意見が許されているはずなのに、そこには正解や求められている意見があるのです。

きっと言っている方も混乱しているのだと思います。認めてあげたいけど、伝えたいこともあるという状態です。過去に私自身もそのような発言をしていたかもしれないと反省しています。子どものためにと思っている言葉でも、子どもにとっては制限がかけられていると感じるかもしれません。こうして、だれにも自分の気持ちを言えないという状況が作られているのではないかと考えました。

人はだれしも自分の意見や気持ちを話したいものです。自分の気持ちをがまんすることはストレスになるからです。だれかに相談されたとき、自分の意見やアドバイスを言っているという経験はだれしもがしていると思います。しかし、ただ自分の気持ちや意見を言いたかった子どもにとって、そのアドバイスは自分を否定されたことにならないのでしょうか。

もしかしたら、現代の子どもにとって、「ただ聴いてくれる」というだけで、心は休まるのかもしれませんが、「せたホッと」もあなたの意見を否定しない、ただずっとそこにあって、寄り添う存在でいることで、子どもたちの安らぎになることを祈っています。

¹ 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター（認定 NPO）Childline Annual Report 2022 2022 チャイルドライン年次報告（令和 4 年 6 月）

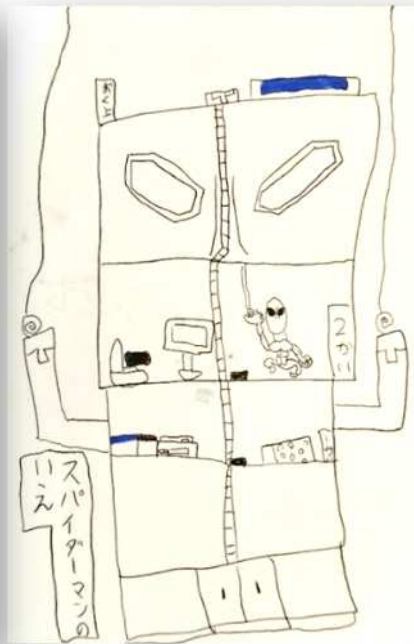
https://childline.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/annualreport_2022.pdf

出会ったみんなにありがとう！

前相談・調査専門員 田中 眞由美



「せたホッと」相談・調査専門員として子どもの声を聴いた2年間、出会った子どもたちが、夢や優しい気持ちを込めた作品を寄せてくれました。ありがとう！



～「せたホッと」で出会った子どもたちの声～
子どもが何を思い、どうしたいのか、おとなは否定も助言もせず、じっと聴いてみてほしい。

好きなことの話をしてたら、ひとりじゃないって思えてきて、不安な気持ちを相談していた。不安を大丈夫に変える方法、私にとって一番いいことを一緒に考えてくれる味方ができた。

いろんな考えがあっていい。価値観を押し付けず、私は私。許すことは未来を向くこと。

子どものことは子どもに聴いてみてほしい。
子どもは今も感じ、考え、発信している。



日々子どもを支え、見守ってくださるおとなのみなさん、ありがとうございます。
おとなも無理し過ぎず、ときには誰かを頼ってください。
子どもも、おとなもみんな尊く、大切な存在。

3 相談者からの声



ぼくはせたホットに行きはじめってから
何ごとにもこまることがへってきました。
それにいつも卓球で遊んでくれま
した。そのためストレスがなくなってきて
次の日から学校に気持ちよく行け
ます。そして、何かようじがあていそ
がいい時にも電話で話せるのでス
キリします。そして体も軽く感じます。
ぼくはいつもやさしく せしてくる
せたホットが大好きです。



「せたホット」から

困ったことがあると、そのたびに「せたホット」を訪ねてくれました。がんばって自分の言葉で困っている気持話を話してくれて、「せたホット」も一生懸命聴かせてもらいました。

「『せたホット』に行きはじめから何ごとにもこまることがへってきました」と書いてくれていますが、「せたホット」が解決したのではなく、話すことで自信がついて、自分で乗り越える力が湧いてきたのだと思います。

子ども自身が持つ力は、話を聴いてもらうことだけで湧き出てきます。そのお手伝いができたのであれば、とても嬉しく思います。



おわりにかえて

-この報告書を読んでくださった皆さんへ-

子どもサポート委員 太田 由加里

子どもの声を丁寧に聴く

「せたホッと」では、いつも「子どもの声を丁寧に聴く」ことを、専門員・サポート委員の皆で心がけています。「子どもの声を丁寧に聴く」ということは、簡単ではなく、とても難しいです。初めて「せたホッと」に来てくれた子どもたちと話するとき、私たちも緊張します。「子どもの声を丁寧に聴く」には、ある程度の時間が必要だったり、話す場所が安心するところだったり、話を聴いてくれる人が「そうだね」と心からうなずいてくれる人だったり、「子どもの声を丁寧に聴く」ことはいつも何度でも難しいことです。でも難しいからこそ、懸命に子どもの気持ちになってその声を聴こうとする、それが大切なことではないかと思います。何回も話を聴いていくと、子どもたちのなにげない言葉や表現に、その子どもの本当の気持ちが表れたりします。その心の声を少しずつ無理せずに聴いていく「せたホッと」でありたいと思います。

「せたホッとの魅力」-いろいろな場所でお話を聴いています-

令和5(2023)年度は、委員・専門員の総活動回数は過去に比べて最多の3,211回という結果が出ています。それは、「せたホッと」の場所だけでなく、専門員とサポート委員がいろいろな場所に出向いたり、関係機関と連絡を取っていることも起因しているのではないかと思います。相談の場所は、子どもたちが安心して話せるように、子どもたちの希望を聞いて、学校がいいよということだったら、学校の中休みやお昼休み時間や放課後、また学校や自宅近くのまちづくりセンターや地区会館など、世田谷区には多くの区の施設がありますので、そこをお借りしてお話を聴くこともあります。私たちも相談を受ける子どもたちが、どんな学校や地域で過ごしているかがわかるので、区の施設に出かけて行くことも子どもの理解につながります。

学校や地区会館などでお話しが終わって、そこからおうちまで子どもたちを送っていくこともあります。その帰り道を子どもと一緒に歩くのですが、その短い時間になんとか気持ちが近づいたような気持ちになったり、その途中で子どもたちの希望や願いが聴けることもあります。それまで長い時間、対面でお話しをしたときには出てこなかった、「本当はね。」の想いを聴くこともあります。これを私は「帰り道マジック」と呼んでいます。真剣にお話しをした後だからこそ、お互いに緊張がほぐれて本音が言える、本音が聴けるのかもしれない。

また「せたホッと」では、お互いに対面でお話を聴くことが難しいなあと思うとき、「一緒に卓球しようか」と言って卓球をしたり、「せたホッと」にあるトランプ、将棋、オセロをしたりします。一緒に身体を動かしたり、遊んだりすることで、気持ちがすっきりとする子どもたちもいます。平尾委員が持って来てくれた貴重なマンガも「せたホッと」では、人気があります。

「せたホッと」に相談に来ることが目的ではあるのですが、その前に緊張をほぐしたり、そんな楽しい思いをする場所でもあります。

専門員さんたちのすごさと魅力

「せたホッと」には、5名の専門員さんがいます。この専門員さんは、「せたホッと」の宝です。皆、一人ひとりそれぞれ持っているすごさと魅力があります。専門員さんたちに共通するすごさは、何とんでも子どもたちをすべて受け入れてくれることです。社会福祉の援助方法であるソーシャルワークの原則に、「受容」という言葉がありますが、どんな状態の子どもたちでも、ありのままに「受容」してくれる力を備えています。お話するだけで、ホッとします。「せたホッと」の場所は、子どもたちがホッとする場所ですが、専門員さんたちと会うだけで「ホッと」しますよ。

「せたホッと」は子どもたちを受けとめますが、なんでもやってくれる「何でも屋」ではありません。「せたホッと」に相談すれば、魔法のように解決するわけでもありません。やはり一つひとつ順を追って、丁寧に段階を経て、困っていることの糸をほぐしていきます。その過程で、子どもたちが「自分で自分の困っていることを周りの人たちの協力を得ながら解決していく力」を身につけてもらえるように、子どもたちと共に考えていきます。

すごさのほかに専門員さんの魅力というと、子どもの気持ちに寄り添ってくれる優しさ、何度同じことを言っても受けとめて話を聴いてくれる粘り強さ、なにげなく話を聴いてくれているように見えて子どもたちのことを大事に思ってくれる愛情深さ、子どもの権利を守るにはどうしたら良いかと常に考えている真摯さ、新たな解決方法を提案してくれる斬新さ、その人の立場に立って物事を見てくれる冷静で客観的な判断力、子どもたちを喜ばせたり遊ぶ道具を作りだす遊び心など魅力満載です。困りごとがあるけれど、なかなか言葉にできないと思っているとき、「せたホッと」に立ち寄ってください。そして専門員さんとお話しをしてみてください。そのすごさと魅力がわかると思います。皆で待っています。



参考資料

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例施行規則

相談状況の集計推移

ホッとにきゅうさいFAX

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日
条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号
平成26年3月7日条例第14号
令和2年3月4日条例第11号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本となる政策（第9条—第14条）
- 第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）
- 第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）
- 第5章 推進体制など（第27条—第31条）
- 第6章 雑則（第32条）
- 附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性があるべくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることとを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- （1）子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- （2）子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- （3）子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

（区民の務め）

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

（事業者の務め）

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

（区の務め）

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡を取り、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強

め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員

会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡を取り、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

（擁護委員への協力）

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

（相談と申立て）

第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- （1）区内に住所を有する子ども
- （2）区内にある事業所で働いている子ども
- （3）区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども
- （4）子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

（調査と調整）

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。
- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

（要請と意見など）

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。
- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。
- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。
- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

（見守りなどの支援）

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

（活動の報告と公表）

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

（擁護委員の庶務など）

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

- 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。
- 3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

- 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。
- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

- 第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。
- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

- 第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

- 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

- 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。
- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

- 第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

- 第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

- 第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号

改正 平成28年1月29日規則第14号

令和2年12月8日規則第129号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例(平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員(条例第15条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。)は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

第4条 申立て(条例第19条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。)は、擁護委員に申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとする。

(子どもに準ずるもの)

第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずるものとして規則で定めるものは、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

(2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合

(3) 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月世田谷区条例第7号)第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合

(4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合

(5) 擁護委員の行為に係るものである場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査(条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。)をすることが適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書(第3号様式)により、申立てをした者(以下「申立者」という。)に理由を付してその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則14号〕

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書(第4号様式)により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報保護に十分に配慮しなければならない。(調査の実施)

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等(条例第17条に規定する関係機関などを

いう。以下同じ。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

- 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(調査の中止)

第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者(以下「同意者」という。)又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等(以下「立入調査対象関係機関等」という。)があるときは、調査中止通知書(第6号様式)により理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の終了)

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。

(要請及び意見)

第11条 擁護委員は、要請(条例第21条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。)をし、又は意見(条例第21条第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。)を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書(第8号様式)により行うものとする。

- 2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(対応についての報告)

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書(第9号様式)によりその内容を通

知するものとする。

(公表)

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第23条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員(条例第24条第2項の相談・調査専門員をいう。)は、調査又は調整(条例第20条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。)をするときは、身分証明書(第10号様式)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(擁護委員会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。
- 4 擁護委員会議は、非公開とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例(平成24年12月世田谷区条例第82号)第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限る。)の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月29日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月8日規則第129号)

この規則は、公布の日から施行する。

相談状況の集計推移(年度の記載がない表は全て令和5(2023)年度の集計です)

1. 初回の相談方法と件数(新規件数)

	年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	1	126 (75.4%)	33 (19.8%)	4 (2.4%)	-	2 (1.2%)	2 (1.2%)	167 (100.0%)
	2	80 (65.6%)	35 (28.7%)	7 (5.7%)	-	0 (0.0%)	0 (0.0%)	122 (100.0%)
	3	83 (42.1%)	31 (15.7%)	5 (2.5%)	73 (37.1%)	3 (1.5%)	2 (1.0%)	197 (100.0%)
	4	81 (33.3%)	58 (23.9%)	1 (0.4%)	101 (41.6%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	243 (100.0%)
	5	58 (28.6%)	52 (25.6%)	1 (0.5%)	86 (42.4%)	6 (3.0%)	0 (0.0%)	203 (100.0%)
おとな	1	94 (89.5%)	8 (7.6%)	3 (2.9%)	-	0 (0.0%)	0 (0.0%)	105 (100.0%)
	2	79 (91.9%)	6 (7.0%)	1 (1.2%)	-	0 (0.0%)	0 (0.0%)	86 (100.0%)
	3	86 (83.5%)	12 (11.7%)	4 (3.9%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	103 (100.0%)
	4	114 (91.9%)	7 (5.6%)	2 (1.6%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	124 (100.0%)
	5	81 (83.5%)	14 (14.4%)	1 (1.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	97 (100.0%)
合計	1	220 (80.9%)	41 (15.1%)	7 (2.6%)	-	2 (0.7%)	2 (0.7%)	272 (100.0%)
	2	159 (76.4%)	41 (19.7%)	8 (3.8%)	-	0 (0.0%)	0 (0.0%)	208 (100.0%)
	3	169 (56.3%)	43 (14.3%)	9 (3.0%)	74 (24.7%)	3 (1.0%)	2 (0.7%)	300 (100.0%)
	4	195 (53.1%)	65 (17.7%)	3 (0.8%)	102 (27.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	367 (100.0%)
	5	139 (46.3%)	66 (22.0%)	2 (0.7%)	87 (29.0%)	6 (2.0%)	0 (0.0%)	300 (100.0%)

(令和3(2021)年度より、はがき相談を開始)

2. 初回の相談者の内訳(新規件数)

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関(者)	その他	合計
1	165 (60.7%)	89 (32.7%)	7 (2.6%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	3 (1.1%)	272 (100.0%)
2	119 (57.2%)	74 (35.6%)	5 (2.4%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	208 (100.0%)
3	193 (64.3%)	84 (28.0%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
4	242 (65.9%)	108 (29.4%)	10 (2.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	367 (100.0%)
5	201 (67.0%)	79 (26.3%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	6 (2.0%)	300 (100.0%)

3. 相談対象となる子どもの所属(新規件数)

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
1	7 (2.6%)	165 (60.7%)	63 (23.2%)	33 (12.1%)	4 (1.5%)	272 (100.0%)
2	11 (5.3%)	108 (51.9%)	50 (24.0%)	39 (18.8%)	0 (0.0%)	208 (100.0%)
3	5 (1.7%)	197 (65.7%)	65 (21.7%)	32 (10.7%)	1 (0.3%)	300 (100.0%)
4	12 (3.3%)	245 (66.8%)	82 (22.3%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	367 (100.0%)
5	5 (1.7%)	200 (66.7%)	64 (21.3%)	27 (9.0%)	4 (1.3%)	300 (100.0%)

4.相談の内容(新規件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1	34 (12.5%)	39 (14.3%)	9 (3.3%)	10 (3.7%)	1 (0.4%)	12 (4.4%)	8 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
2	23 (11.1%)	24 (11.5%)	10 (4.8%)	5 (2.4%)	3 (1.4%)	6 (2.9%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
3	45 (15.0%)	29 (9.7%)	23 (7.7%)	9 (3.0%)	4 (1.3%)	8 (2.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)
4	48 (13.1%)	64 (17.4%)	20 (5.4%)	11 (3.0%)	2 (0.5%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
5	49 (16.3%)	43 (14.3%)	16 (5.3%)	6 (2.0%)	5 (1.7%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
1	76 (27.9%)	26 (9.6%)	16 (5.9%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)	6 (2.2%)	16 (5.9%)	3 (1.1%)	8 (2.9%)	272 (100.0%)
2	37 (17.8%)	30 (14.4%)	23 (11.1%)	10 (4.8%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	25 (12.0%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	208 (100.0%)
3	61 (20.3%)	31 (10.3%)	18 (6.0%)	9 (3.0%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)	35 (11.7%)	3 (1.0%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
4	91 (24.8%)	43 (11.7%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)	10 (2.7%)	27 (7.4%)	1 (0.3%)	8 (2.2%)	367 (100.0%)
5	81 (27.0%)	29 (9.7%)	14 (4.7%)	5 (1.7%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)	28 (9.3%)	2 (0.7%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)

5.相談内容別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1	16 (9.6%)	16 (9.6%)	4 (2.4%)	3 (1.8%)	0 (0.0%)	3 (1.8%)	2 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2	10 (8.2%)	7 (5.7%)	9 (7.4%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3	22 (11.2%)	10 (5.1%)	16 (8.1%)	2 (1.0%)	3 (1.5%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
4	21 (8.6%)	34 (14.0%)	19 (7.8%)	6 (2.5%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.6%)	0 (0.0%)
5	27 (13.3%)	17 (8.4%)	12 (5.9%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
年度	対人関係の悩み	家族・家庭の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
1	66 (39.5%)	25 (15.0%)	0 (0.0%)	4 (2.4%)	2 (1.2%)	3 (1.8%)	14 (8.4%)	3 (1.8%)	6 (3.6%)	167 (100.0%)
2	29 (23.8%)	27 (22.1%)	0 (0.0%)	7 (5.7%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)	23 (18.9%)	2 (1.6%)	3 (2.5%)	122 (100.0%)
3	57 (28.9%)	29 (14.7%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	33 (16.8%)	3 (1.5%)	5 (2.5%)	197 (100.0%)
4	79 (32.5%)	37 (15.2%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	9 (3.7%)	24 (9.9%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	243 (100.0%)
5	75 (36.9%)	26 (12.8%)	0 (0.0%)	3 (1.5%)	0 (0.0%)	5 (2.5%)	25 (12.3%)	2 (1.0%)	5 (2.5%)	203 (100.0%)

は新規件数に前年度からの継続件数99件を加えた399件に対しての回数

6.子どもの性別(新規件数)

年度	男	女	不明	合計
1	125 (46.0%)	136 (50.0%)	11 (4.0%)	272 (100.0%)
2	107 (51.4%)	91 (43.8%)	10 (4.8%)	208 (100.0%)
3	110 (36.7%)	173 (57.7%)	17 (5.7%)	300 (100.0%)
4	131 (35.7%)	210 (57.2%)	26 (7.1%)	367 (100.0%)
5	99 (33.0%)	179 (59.7%)	22 (7.3%)	300 (100.0%)

7.子どもの性別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	男	女	不明	合計
1	70 (41.9%)	94 (56.3%)	3 (1.8%)	167 (100.0%)
2	44 (36.0%)	74 (60.7%)	4 (3.3%)	122 (100.0%)
3	54 (27.4%)	130 (66.0%)	13 (6.6%)	197 (100.0%)
4	65 (26.7%)	162 (66.7%)	16 (6.6%)	243 (100.0%)
5	51 (25.1%)	138 (68.0%)	14 (6.9%)	203 (100.0%)

8.相談者からの相談方法(延べ相談回数)

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	189 (13.6%)	285 (20.5%)	99 (7.1%)	122 (8.8%)	36 (2.6%)	0 (0.0%)	731 (52.6%)
おとな	356 (25.6%)	218 (15.7%)	85 (6.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	660 (47.4%)
合計	545 (39.2%)	503 (36.2%)	184 (13.2%)	123 (8.8%)	36 (2.6%)	0 (0.0%)	1,391 (100.0%)

9.「せたホッと」から相談者への対応方法(延べ対応回数)

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	120 (9.9%)	329 (27.0%)	68 (5.6%)	0 (0.0%)	142 (11.7%)	0 (0.0%)	659 (54.1%)
おとな	341 (28.0%)	194 (15.9%)	22 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	558 (45.9%)
合計	461 (37.9%)	523 (43.0%)	90 (7.4%)	0 (0.0%)	143 (11.8%)	0 (0.0%)	1,217(100.0%)

10.サポート委員・専門員の総活動回数(方法別)

(上記8 + 9 + 関係機関との活動回数)

年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
1	1,737 (66.4%)	507 (19.4%)	340 (13.0%)	—	28 (1.1%)	4 (0.2%)	2,616 (100.0%)
2	840 (52.5%)	596 (37.3%)	158 (9.9%)	—	5 (0.3%)	0 (0.0%)	1,599 (100.0%)
3	1,092 (48.5%)	620 (27.5%)	324 (14.4%)	100 (4.4%)	102 (4.5%)	15 (0.7%)	2,253 (100.0%)
4	1,410 (50.6%)	744 (26.7%)	313 (11.2%)	150 (5.4%)	146 (5.2%)	24 (0.9%)	2,787 (100.0%)
5	1,527 (47.6%)	1,030 (32.1%)	346 (10.8%)	123 (3.8%)	184 (5.7%)	1 (0.0%)	3,211 (100.0%)

は新規件数に前年度からの継続件数 99 件を加えた 399 件に対しての回数

11. サポート委員・専門員の総活動回数(対応先別)

年度	子ども	おとな	関係機関(者)	合計
1	1,037 (39.6%)	1,045 (39.9%)	534 (20.4%)	2,616 (100.0%)
2	774 (48.4%)	515 (32.2%)	310 (19.4%)	1,599 (100.0%)
3	880 (39.1%)	975 (43.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)
4	1,165 (41.8%)	1,133 (40.7%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)
5	1,390 (43.3%)	1,218 (37.9%)	603 (18.8%)	3,211 (100.0%)

12. 新規件数と総活動回数の月別推移

月	新規件数	総活動回数
4	14 (4.7%)	235 (7.3%)
5	20 (6.7%)	207 (6.4%)
6	33 (11.0%)	293 (9.1%)
7	23 (7.7%)	246 (7.7%)
8	12 (4.0%)	115 (3.6%)
9	22 (7.3%)	228 (7.1%)
10	73 (24.3%)	334 (10.4%)
11	36 (12.0%)	380 (11.8%)
12	20 (6.7%)	347 (10.8%)
1	19 (6.3%)	262 (8.2%)
2	15 (5.0%)	245 (7.6%)
3	13 (4.3%)	319 (9.9%)
合計	300 (100.0%)	3,211 (100.0%)

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関(者)	学校	その他	合計
電話	57 (19.0%)	68 (22.7%)	8 (2.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	3 (1.0%)	139 (46.3%)
メール	51 (17.0%)	11 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	66 (22.0%)
面接	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)
はがき	86 (28.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	87 (29.0%)
手紙	6 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (2.0%)
FAX	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	201 (67.0%)	79 (26.3%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	6 (2.0%)	300 (100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	309 (9.6%)	614 (19.1%)	167 (5.2%)	122 (3.8%)	178 (5.5%)	0 (0.0%)	1,390 (43.3%)
おとな	697 (21.7%)	412 (12.8%)	107 (3.3%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	1,218 (37.9%)
関係機関 (者)	521 (16.2%)	4 (0.1%)	72 (2.2%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)	1 (0.0%)	603 (18.8%)
合計	1,527 (47.6%)	1030 (32.1%)	346 (10.8%)	123 (3.8%)	184 (5.7%)	1 (0.0%)	3,211 (100.0%)

は新規件数に前年度からの継続件数99件を加えた399件に対しての回数

15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・FAX	はがき・手紙	合計
電話 (相談者から)	211 (6.6%)	156 (4.9%)	130 (4.0%)	37 (1.2%)	7 (0.2%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	545 (17.0%)
電話 (せたホッとから)	340 (10.6%)	83 (2.6%)	34 (1.1%)	3 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	461 (14.4%)
電話 (関係機関 者)	445 (13.9%)	69 (2.1%)	7 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	521 (16.2%)
メール (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	503 (15.7%)	0 (0.0%)	503 (15.7%)
メール (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	523 (16.3%)	0 (0.0%)	523 (16.3%)
メール (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)
面接 (事務所)	0 (0.0%)	5 (0.2%)	44 (1.4%)	76 (2.4%)	36 (1.1%)	23 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	184 (5.7%)
訪問 (学校)	2 (0.1%)	8 (0.2%)	5 (0.2%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (0.7%)
訪問 (その他)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	8 (0.2%)	36 (1.1%)	18 (0.6%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	68 (2.1%)
訪問 (関係機関 者)	11 (0.3%)	12 (0.4%)	27 (0.8%)	14 (0.4%)	5 (0.2%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	72 (2.2%)
手紙 (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	159 (5.0%)	159 (5.0%)
手紙 (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	143 (4.5%)	143 (4.5%)
手紙 (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)	5 (0.2%)
FAX (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
FAX (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
FAX (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
合計	1,011 (31.5%)	334 (10.4%)	255 (7.9%)	170 (5.3%)	67 (2.1%)	36 (1.1%)	1,031 (32.1%)	307 (9.6%)	3,211 (100.0%)

16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計 (新規件数)

	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	14 (4.7%)	5 (1.7%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
2～9回	26 (8.7%)	25 (8.3%)	6 (2.0%)	6 (2.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
10回以上	9 (3.0%)	13 (4.3%)	7 (2.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)
合計	49 (16.3%)	43 (14.3%)	16 (5.3%)	6 (2.0%)	5 (1.7%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)
	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	総計
1回のみ	16 (5.3%)	9 (3.0%)	11 (3.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)	71 (23.7%)
2～9回	58 (19.3%)	19 (6.3%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	17 (5.7%)	2 (0.7%)	3 (1.0%)	175 (58.3%)
10回以上	7 (2.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	8 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	54 (18.0%)
合計	81 (27.0%)	29 (9.7%)	14 (4.7%)	5 (1.7%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)	28 (9.3%)	2 (0.7%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)

は新規件数に前年度からの継続件数99件を加えた399件に対しての回数

17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	26	(8.7%)
火曜日	27	(9.0%)
水曜日	29	(9.7%)
木曜日	20	(6.7%)
金曜日	20	(6.7%)
土曜日	19	(6.3%)
メール・手紙等	159	(53.0%)
合計	300	(100.0%)

18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	2	(0.7%)
11時台	1	(0.3%)
12時台	2	(0.7%)
13時台	32	(10.7%)
14時台	14	(4.7%)
15時台	17	(5.7%)
16時台	16	(5.3%)
17時台	14	(4.7%)
18時台	20	(6.7%)
19時台	23	(7.7%)
メール・手紙等	159	(53.0%)
合計	300	(100.0%)

19. 総活動回数(男女別)

男	1,315	(41.0%)
女	1,837	(57.2%)
不明	59	(1.8%)
合計	3,211	(100.0%)

20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表(新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・ 保育園	施設(入 所・通所)	児童館・ 新BOP	その他	合計
いじめ	47 (15.7%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	49 (16.3%)
学校・教職 員等の対応	42 (14.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (14.3%)
虐待	0 (0.0%)	16 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (5.3%)
不登校	6 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (2.0%)
行政の対応	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)
非行・問題 行動	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)
体罰	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
差別	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)
セクハラ	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)
学校事故	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
対人関係の 悩み	74 (24.7%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	81 (27.0%)
家庭・家族の 悩み	0 (0.0%)	29 (9.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (9.7%)
子育ての悩み	3 (1.0%)	11 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (4.7%)
学校の悩み	5 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)
話し相手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
学習・進路の 悩み	2 (0.7%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)
心身の悩み	15 (5.0%)	10 (3.3%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	28 (9.3%)
性の悩み	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)
その他	2 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	8 (2.7%)
合計	202 (67.3%)	72 (24.0%)	7 (2.3%)	4 (1.3%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	7 (2.3%)	4 (1.3%)	300 (100.0%)

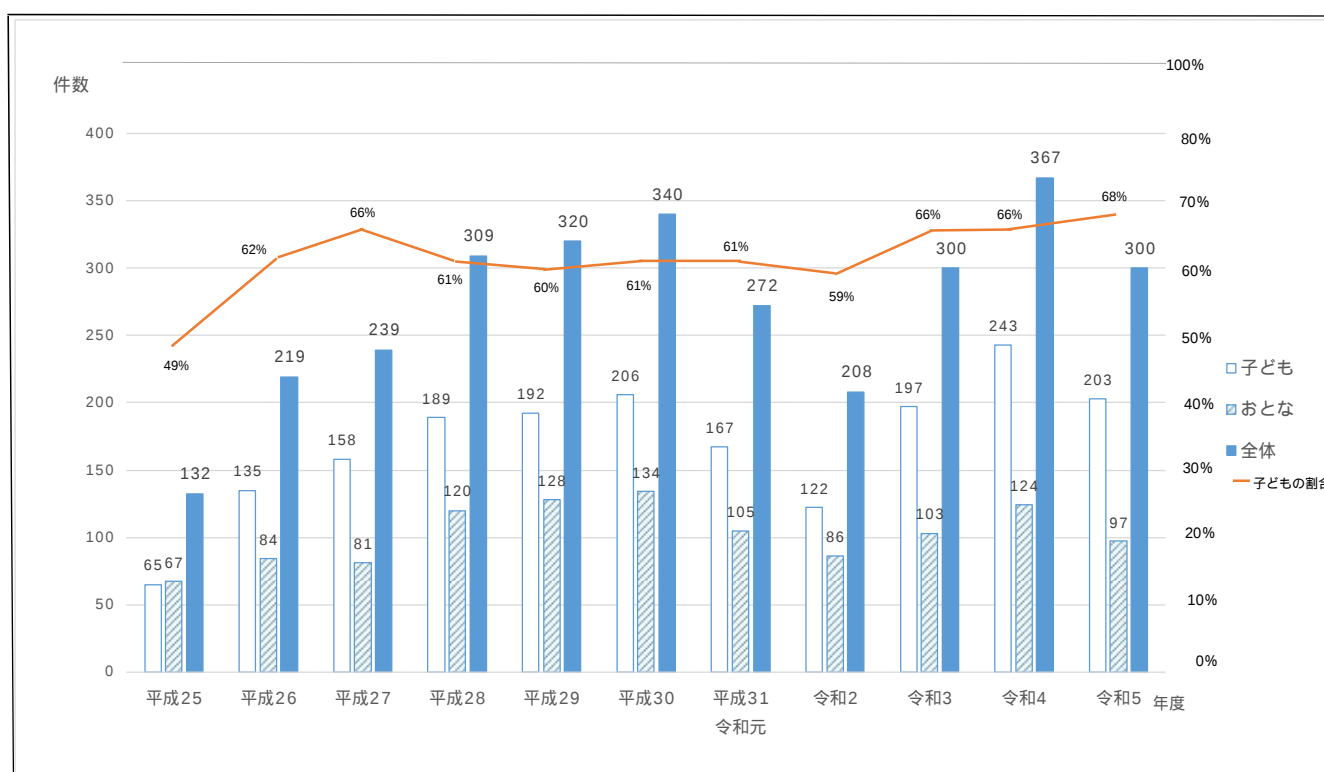
21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表 (新規件数)

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	父母以外の親族	施設関係者	近所のおとな	先輩・後輩	行政職員	同居人	その他	不明	合計
いじめ	0 (0.0%)	48 (16.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	49 (16.3%)
学校・教職員等の対応	3 (1.0%)	0 (0.0%)	39 (13.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	43 (14.3%)
虐待	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (2.7%)	6 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	16 (5.3%)
不登校	4 (1.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (2.0%)
行政の対応	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	5 (1.7%)
非行・問題行動	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)
体罰	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)
セクハラ	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	4 (1.3%)
学校事故	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	61 (20.3%)	18 (6.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	81 (27.0%)
家庭・家族の悩み	18 (6.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	7 (2.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (9.7%)
子育ての悩み	14 (4.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (4.7%)
学校の悩み	5 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)
話し相手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
学習・進路の悩み	5 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)
心身の悩み	27 (9.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	28 (9.3%)
性の悩み	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)
その他	5 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	8 (2.7%)
合計	146 (48.7%)	68 (22.7%)	43 (14.3%)	11 (3.7%)	13 (4.3%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	3 (1.0%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	4 (1.3%)	5 (1.7%)	300 (100.0%)

22. サポート委員が対応した場合の相談内容 (新規件数のうち)

いじめ	8	(20.0%)
学校・教職員等の対応	15	(37.5%)
虐待	6	(15.0%)
不登校	1	(2.5%)
行政の対応	2	(5.0%)
非行・問題行動	1	(2.5%)
体罰	1	(2.5%)
セクハラ	1	(2.5%)
対人関係の悩み	1	(2.5%)
家庭・家族の悩み	2	(5.0%)
心身の悩み	2	(5.0%)
合計	40	(100.0%)

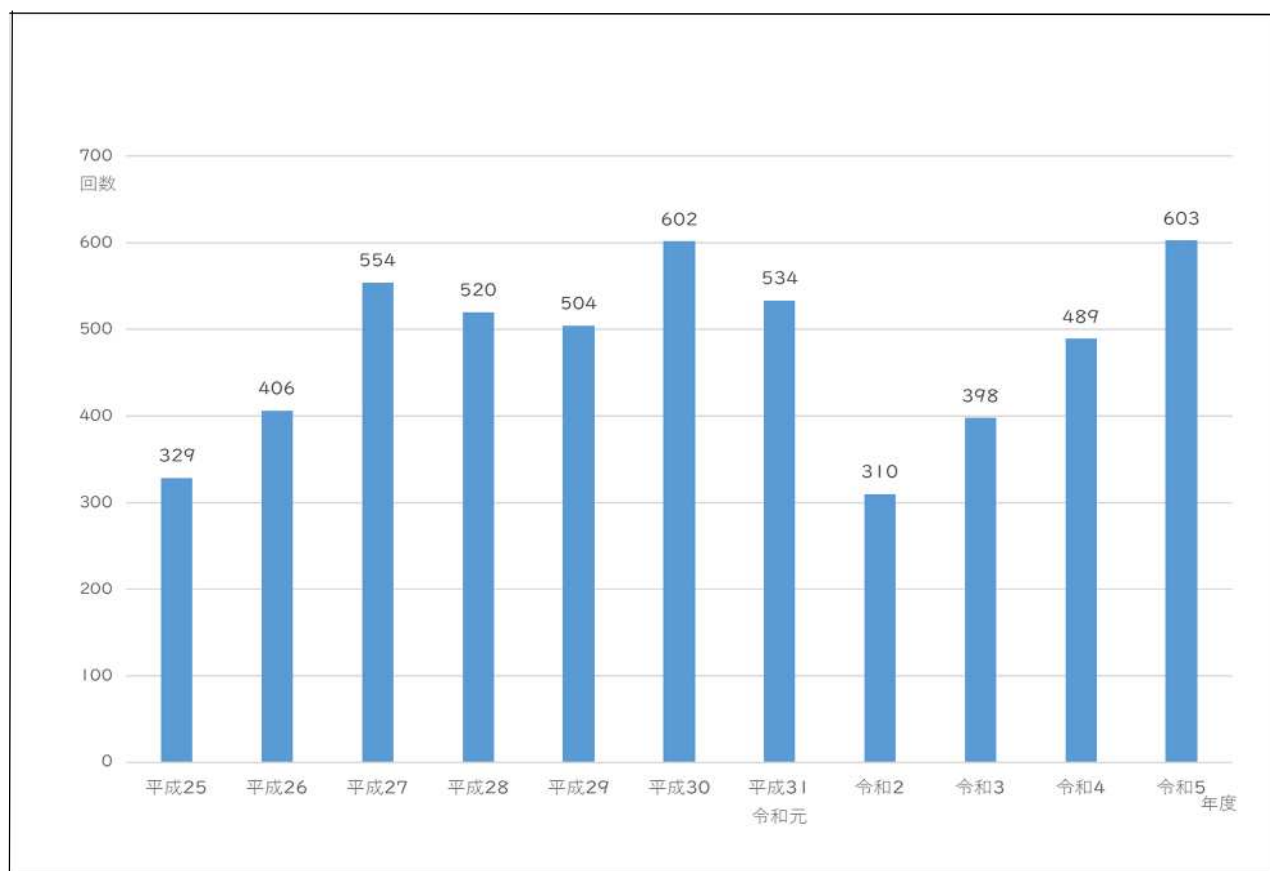
23．開設年度から令和5年度までの相談件数の推移（新規件数）



24．開設年度から令和5年度までの新規相談主訴（上位3件）

	1位	2位	3位
平成25	いじめ(28件)	学校・教職員等の対応、対人関係の悩み(21件)	
平成26	対人関係の悩み(50件)	いじめ(44件)	家庭・家族の悩み(26件)
平成27	対人関係の悩み(73件)	学校・教職員等の対応(36件)	いじめ(30件)
平成28	対人関係の悩み(65件)	いじめ(44件)	学校・教職員等の対応(41件)
平成29	対人関係の悩み(87件)	学校・教職員等の対応(45件)	いじめ(44件)
平成30	対人関係の悩み(83件)	いじめ(65件)	家庭・家族の悩み(38件)
平成31 / 令和元	対人関係の悩み(76件)	学校・教職員等の対応(39件)	いじめ(34件)
令和2	対人関係の悩み(37件)	家庭・家族の悩み(30件)	心身の悩み(25件)
令和3	対人関係の悩み(61件)	いじめ(45件)	心身の悩み(35件)
令和4	対人関係の悩み(91件)	学校・教職員等の対応(64件)	いじめ(48件)
令和5	対人関係の悩み(81件)	いじめ(49件)	学校・教職員等の対応(43件)

25．開設年度から令和5年度までの関係機関との連携活動回数



FAX 返信用 FAX 番号03(3439)6777



おはなし
きかせてね

ホッとにきゅうさい FAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそうだん FAX)

年 月 日

相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか、ひとつえらんでください。

- ☐ いじめ
 ☐ 体罰
 ☐ いじめ・体罰ではない学校のこと
 ☐ 虐待
- ☐ 虐待ではない家庭のこと
 ☐ 職場のこと
 ☐ その他のこと

相談したい内容を書いてください

あなた(相談したい人)のことを教えてください

名前(またはニックネーム)

名前: ふりがな:

せたホッとからの返事

- ☐ FAX で返事がほしい
 ☐ FAX 番号
 ☐ 返事はらない
- ☐ 電話または会って話したい
 ☐ 電話番号

ここからはしたは、よければ教えてください

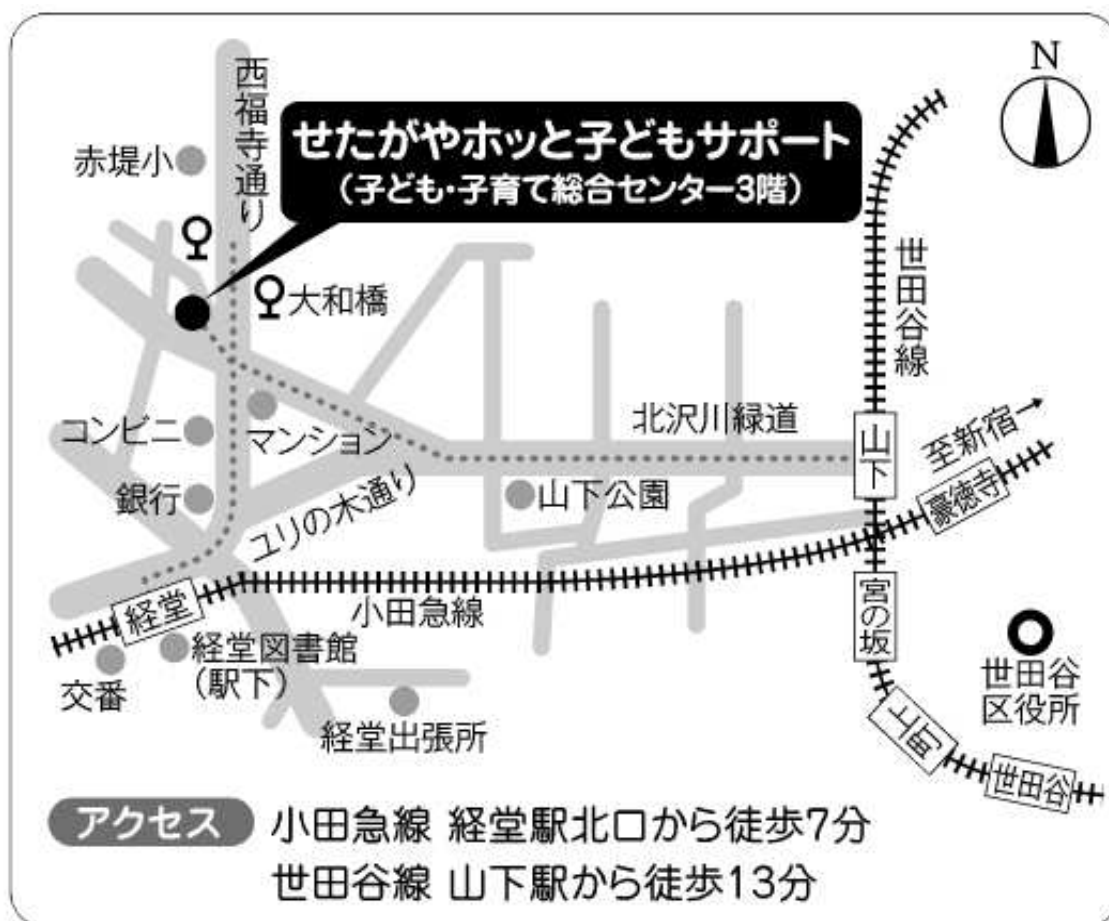
電話番号

年齢 歳

学校名

住所

性別



せたがやホッと子どもサポート 活動報告書 令和5年度

令和 6 年 6 月 発行

編集・発行 / 世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL / 03-3439-8415(事務局) FAX / 03-3439-6777

せたがやホッと子どもサポートホームページ

世田谷区せたがやホッと子どもサポート

で検索してください

ホッとにきゅうさい

相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)

相談時間 月～金:午後1時～午後8時 土:午前10時～午後6時

(日曜、祝・休日、年末年始のぞく)